

第四編 中世

第一章 鎌倉時代

第一節 莊園と御家人

鹿児島県には院という町が二箇所ある。伊集院町と祁答院町である。院とは役所という意味であり、倉院といえば倉庫の事務を管掌する役所である。郡家所在地に倉院を集中する類焼の恐れがあるので、郡家以外の地に倉院を分散させる必要性があつた。

つぎの表は三州豪族の一覧表である。

向	北 隅	中 隅	郡 司・院
真幸城主・真幸郡司	蒲生城主	大始良領主・島津莊司	菱刈・太良両院地頭
莊内梅北領主・島津莊司	横川城主	曾於郡領主	福山城主
梅北斎宮介兼高	北原右兵衛佐兼行	税所敦光	加治木八郎頼平
真幸太郎重兼	蒲生上総介舜清	富山氏	廻肥前守宗綱
	横川藤内兵衛時信		菱刈三郎坊重妙

市来城主	市来太郎左衛門政家
吉田城主	吉田吉清
比志島城主	満家三郎左衛門尉頼重
鹿児島長谷城主	長谷場氏
鹿児島東福寺城主	中村氏
薩	中
加世田城主	別府五郎忠明
伊作城主	伊作次郎
川辺城主	川辺平次郎道房
阿多城主	阿多權守忠景
阿多地頭	鮫島四郎宗家
阿多北方地頭	二階堂能登守行久
穎姓城主	穎姓三郎忠長
伊作城主	和田八郎親純
指宿城主	指宿五郎忠光
給黎城主	給黎兵衛尉有道
谷山城主	谷山忠光
知覽院領主・知覽院郡司	穎姓四郎忠信

※島津忠久入国以降の領主名もある

鎌倉時代の社会で中心的な役割を果たしたのは、幕府に結集し、地頭職に補された武士（在地領主）であった。彼らは農村に広大な屋敷（堀の内）を構え、下人（ゲニン）・所従（シヨジユウ）などを隸属させて直営地の耕作にあたらせていた。

鎌倉時代の武士（特に地頭）の屋敷地は、「館の内」・「土居」ともい、一辺約一五〇～二〇〇<sup>メートル</sup>の正方形に近い敷地をもつ。周囲は農業用水を兼ねた堀によつて囲まれ、内側には一<sup>メートル</sup>の土手やかき根をめぐらす。物見やぐらを兼ねた中央

の門には楯（タテ）や弓矢が備えられ、臨戦体制がしかれていた。内部には主人と一族の住宅である館のほか、下人の住む粗末な長屋や馬小屋などがあった。屋敷の前面には村落最高の収穫を誇る門田（かどた）（下人や周辺の小百姓に耕作させた直営地）が広がっていた。武士（地頭）は生活上および軍事上の拠点であり、私有権の最も強い「堀の内」を拡大し、周辺の農民をこれに包摂する方向で支配権を拡大した。始良郡隼人町宮内の留守家（正八幡宮社家）はその形式がよくわかる。堀の内もあり、窪町（交易市場）もある。

また、一族の長（惣領・ソウリヨウ）を中心にして惣領制的な武士団あるいは党を形成しており、一族を所領の要所に配置して所領の拡大を図ると同時に、地頭の職権を利用して年貢を抑留（ヨクリリュウ）したり、百姓名を隸属させようとして、伝統的な支配者である莊園領主と激しく対立し、種々の相論（ソオロン）を起こした。このため幕府は、承久の乱後に新補地頭（シンボジトウ）をおいた際には地頭得分（トクブン）を法律で定めたり、和与（ワヲ）＝示談（ジダン）の斡旋を行なつた。しかし、一三世紀以降激しくなった地頭の莊園侵略を防止できず、莊園領主は一定の収益を維持するために地頭請を採用したり、下地中分（シタジチユウブン）を行なつたりして妥協した。このような地頭の「非法」→相論・訴訟→莊園領主の一定の妥協、を反復することによ

つて、地頭領主制が進展した。しかし、地頭領主制は直線的には発展せず、強引な農民支配は、当時名主を中心団結を強めた百姓の少なからざる抵抗を受けた。このような地頭の勢力拡大と農民の成長の背景には、農業生産力の発展と社会的分業の拡大があつた。農業では、西日本で二毛作（ニモウサク）が広まり、牛馬耕も普及し、畑には桑・藍（アイ）・荏胡麻（エゴマ）などが栽培され、絹・綿・油などの手工業生産が農業のかたわら営まれた。

また、鍛冶（カジ）・建築・製陶などの従事者は専門の職人成長した。農業・手工業の進歩につれて、在地領主や名主層が貢納物（コウノウブツ）や余剰（ヨジョウ）生産物を売るようになり、交通の要地や社寺の門前に月三度の定期市（三斎市・サンサイイチ）が立ち、取り引きには宋錢が使われ、為替（カワシ）の利用も始まつた。畿内に多かつた手工業や商人は、莊園領主の保護を受けて営業や販売の独占権などをもつ座を構成していた。京都に集中する物資が多くなり、地方に市が立つようになると、莊園の年貢物が代銭で納められ、從来年貢の保管・輸送にあたっていた問丸（トイマル）は年貢や諸商品の販売にも従事した。商業や貨幣流通の発達に伴つて借上（カシアゲ）などの高利貸しが現われ、市場や商人の掌握に失敗した地頭は、彼らから債務を負つて没落した。かくて鎌倉末～南北朝期には、小百姓や下人・所従の自立化

が進み、他方では流通と結びついた在地領主や名主層が、地域的に連合して莊園領主や幕府に敵対し、悪党とよばれて恐れられた。

鎌倉時代に、地頭クラスの武士によつて推進された封建的農民支配、すなわち地頭領主制があつた。平安時代末期の在地領主（莊官や郡司・郷司）は、すでに屋敷地を中核とする開発・再開発を通じ、あるいは下司職・郡・郷司職などの「職」（シキ）の獲得を通して、下人・所従を包摂し、周辺の小百姓に一定の支配を及ぼし、さらには一定領域の支配権（勘農や年貢徵収の権利）を獲得していた。鎌倉幕府はこの在地領主に地頭職を与え、彼らの既得権を権力的に保証し（本領安堵（ホンリョウアンド）という）、地頭の一般的職権として警察権・年貢徵収権・下地管理権を法制化した。一三世紀以降、地頭層はこの職権と既得権を利用して、年貢の抑留や百姓名の押領（オウリヨウ）などの「非法」を企て、農民と土地に対する支配権を拡大・強化した。この結果、莊園領主との間に相論（ソウロン）や武力抗争が絶えず起こり、莊園領主は地頭の莊園侵略を最小限に食い止め、得分（トクブン）を確保するため、地頭請所（ウケショ）の設定や下地中分を行なつて地頭と妥協した。これは地頭領主制の発展と莊園領主の没落過程を示しているが、地頭領主制は必ずしも直線的に発展しなかつた。それは、地頭の強引な支配がかえつて

農民の反抗を招き、百姓を莊園領主の側へ走らせることにもなったからである。地頭領主制の本質に関しては封建領主制が本格的に展開した一形態とみるか、封建領主制の萌芽的形態とみるか、あるいは封建制以前の家父長制的奴隸制を本質とするものであるか、という学説の対立がある。

大隅国図田帳なるものがある。一国内の莊園と国衙領（郡・郷・保など）のすべてについてその田地の面積を記載した鎌倉時代の基本的土地台帳である。田文・図田帳・田数帳などともいい、平安時代中期以来の国衙検田帳が集大成されたものである。国衙が役夫工米（ヤクブクマイ）・大嘗会（ダイヨウエ）米などの「一国平均の役」を賦課するために作成したもの（田数のみを記載）と、幕府が御家人の補任状態を把握し、御家人役を賦課するため守護指揮下の国衙在庁官人に作成させたもの（田数のほかに地頭など領主を詳しく記載）の二種類がある。後者の国衙在庁機構を媒介とする土地台帳の作成を基礎として、幕府の守護・地頭の把握および國內の土地支配が成り立っていたのである。

島津の莊は「古来未曾有の広大なる莊園」といわれ、莊園発達の経路を最もよく説明できる莊園といわれている。この莊は万寿年中（一〇二四—一〇二七）に太宰府の大監（三等官にあたる）平季基が開発して、宇治閑白といわれた藤原頼通に寄進したものである。季基がおのれの血縁を利用して頼

通に接近し、莊を寄進することによって庇護を受けようとしたものであろう。莊園の名は上古の私有地たる田莊に由来し、またその監理に当つた在莊の家を莊家とよぶ。院は垣をもつて囲まれた区域のことを称したのだといわれ、はじめは垣で囲まれた園などをこう呼んでいたが、のち垣をめぐらした建物を院と呼称した。この院の呼称が、薩・隅・日地方では莊園の呼び名となつている。院は律令制時代には国府の管下にあつて租税を収納していた。それがやがて一つの倉庫に租税を納入する地域をさして院とよぶに至つた。図田帳によつてこれをあげると大隅に、蒲生院・吉田院・栗野院・鹿屋院・深川院・財部院・横川院・串良院・小河院・菱刈院などの諸院がある。これらの院は一つ一つが財政的にも経済圏をなしており、律令時代には倉院が設置され、それを中心とした地域であつたろうが、土地制度の動搖とともに莊園化がすすみ、莊園体もしくは半私的な莊園体（寄郡）となつてそのような莊園の呼称がそのまま地名として残ることになつたと考えられる。正八幡宮領は田千二百九十六町三段のうち、不輸の地、租・庸・調の賦税を国衙に納入しない田地が五百町五段小と、応輸の地すなわちいくらか賦税を国衙に納入する田地七百九十五町八段とに分けられる。このように国衙の賦課にも応する土地を寄郡と呼んでいたらしい。大隅国図田帳の中には「蒲生院百十町九段半、正宮領、本家八幡、地頭掃部頭、

半不輸たり、正税官物は国衙に弁済するなり」とあり、本荘が一円不輸の地として、領家にのみ経済的負担を負う土地であるのに対して、寄部は「半不輸」または「半輸」あるいは「応輸」の土地である。しかし半公・半私性格をもつものでありながら、私性格をむしろつよく感じさせる。一方では私的な莊園の役人である下司であり、一方では公的な郡司・総公文職であつて、莊園領家側と国衙との二重支配を受けた。こうして平安末期の方政治の紊乱によりこれらの二重支配下の領主の公田蚕食がすすみ、同時に寄部の一円莊化が進展した。五味克夫「大隅の御家人について」によれば、正八幡宮の特殊な地位については、①朝廷及び幕府の尊崇が篤かつたこと。②その所領が極めて多く一国の半分にも及んでいたこと。③本家石清水八幡宮との関係が密接であったこと。④その修造役は庄園を問はず賦課され、隣国薩摩にも宛てられていた。⑤正八幡宮領に惣地頭職を停止されたことは、宮側の造営の功なりがないことを幕府に訴えた結果である。

鎌倉時代初期、幕府のとつた諸国御家人把握に関する積極政策、及び在国豪族の呼応が源平交替期に動乱のあつた

大隅ではかなり顕著にみられ、正八幡宮の神官も一旦御家人列に加わったものと思われる。しかし間もなくその反動として寺社領御家人の脱落があつた。建久九年在序注進の御家人交名により、国方と宮方に大別、国方とあるのは在序官人・郡司等で、宮方とあるのは大隅正八幡宮の神官・宮侍であろう。豪族は宮侍（神人）として社役をつとめるとともに鎌倉幕府の御家人としても名をつらねたことと思われる。

御家人は古代貴族にぞくしていた家人に源流をもち、鎌倉時代には將軍直属する榮誉ある身分に上昇した。鎌倉に謁見することを「見参に入る」方法や御家人を希望する武士たちの名前を書きつらねた名簿か交名を將軍が御覽になることに

建久九年在序注進御家人交名の  
国方・宮方別

番号	氏名	方号	宮番	國別
1	税所篤用	1	2	方
2	田所宗房	2	3	〃
3	曾野郡司守	3	4	〃
4	小河郡司篤房	4	5	〃
5	加治木郡司吉平	5	6	〃
6	帖佐郡司高助	6	7	〃
7	執行清俊	7	8	〃
8	東郷郡司房	8	9	〃
9	河俣新大夫	9	10	〃
10	佐多新大夫	10	11	〃
11	弥三郎大夫	11	12	〃
12	禰寢郡司	12	13	〃
13	木房紀太郎	13	14	方
14	西郷酒太夫	14	1	宮
15	政所守平	15	2	〃
16	長大夫清道	16	3	〃
17	源大夫家宗	17	4	〃
18	修理所利清守	18	5	〃
19	権政所良綱	19	6	〃
20	栗野郡司(六)	20	7	〃
21	脇本三太郎	21	8	〃
22	太郎大夫清直	22	9	〃
23	六郎大夫高(為)清	23	10	〃
24	矢(弥)助平	24	11	〃
25	執行大夫延清	25	12	〃
26	鳴始良平	26	13	〃
27	小平太郎	27	14	〃
28	新大夫高房	28	15	〃
29	肥後房良首	29	16	〃
30	敷根次郎延直	30	17	〃
31	三郎大夫近直	31	18	〃
32		32	19	〃
33		33		

より主従関係が成立する。薩隅は平家与党の豪族など幕府と

主従関係のない非御家人も多く、荘官などは島津忠久の地頭職支配に対しても根つよく抵抗し、將軍の下知に対しても態度をかえなかつた。たとえ庄園は地頭の支配するところと下

知識ても、忠久が「兵仗を帶び、鎌倉に参上、忠節をつくすべし」と命令しても、忠久の命にそむき、地頭職の威令は無視された。幕府は地頭職である惟宗忠久に追従する者の所領を安堵し、増加した。勿論幕府に反抗した非御家人の所領は収奪され、それは御家人に与えられた。内裏大番役の催促は

守護の職責であるから、建久八年（一一九七）には忠久は大

隅・薩摩の守護職を兼帶している。大番役には京都、攝関家、

鎌倉の大番役（警固役）などの勤仕があつた。

別府なる地名が薩・隅・日に多く、岡田帳（大田文ともいわれ、鎌倉時代、一国ごとの田地の面積・領有関係などを記録した土地台帳）にもきわめて多い。「宇佐神宮大鏡」に「本庄の四至の荒野を以て、別府を立て、開發せしむ」とあり、別府は墾田のことと、特に別異の符宣（符は上級官司から直属被官に命令する文書で、解に対応した。宣は天皇の命令を

建治二年領主・御家人名とその所領

番号	御家人	氏名	郡・院・郷	名等	田数 町反歩	石量地 尺寸	備考
1	伊勢守上岸	桑 西 郡	細工所 織田	3.5	3.5		
2	五郎房	〃	百	1.6	1.6		
3	権印法種永円	〃	最	1.5	1.5		
		〃	長	1.5	1.2		
		〃	中	3	3		
		〃	明	3	3		
4	御家人	田所宗久	〃	万	5	5	
		富田水良	〃	福	2	2	
5	源八人道光弘	〃	法	1.5	1.5		
6		治木 鶴	法	1	1		
		祐 住 西 郡	〃	3	3		
7	知行房	桑 西 郡	岐	3	3		
8	石村太郎六郎	〃	福	1	1		
9	正吉修理権兼頼	〃	朝	3	8		
10	奉行権想権房	東屋 郡	日	3	3		
		桑 西 郡	民	1	1		
		加治木 鶴	味	1	1		
11	御家人	権理所権丸	桑 西 郡	石 水	1		
			寺 上 九	2	2		
			名 用 九	5		3(5ヶ)	
12	小西吉 司主神司祐恒	桑 西 郡	神	5	2	神主物大宮司祐恒	
13	預所権来左衛門入道	〃	中	2		木大夫萬季+	
14	正吉所司理執行覺職	〃	九	10	10		
15	正吉所司務守寺執当慶弁	〃	射	7	7		
16	西脇新司権經	〃	寺	2.5	2.5		
17	死重屋	〃	新	2.5	2.5		
18	飼前別当（権理執当）兼禪	〃	堂	3	3		
19	御家人	諸大夫木所	〃	青	6	6	
20	諸大夫宗助	〃	山	3	3		
21	仏成義明慶	〃	尾	3	3		
22	御家人	税所介義祐	〃	音	1	1	
		税 所 久	乃	7	7		
		帖 佐 西 郡	高	27.4	120	26.44	
23	源大夫	桑 西 郡	利	1.1	1.7		
24	預所権法臣	桑 西 郡	留	2.5	6.5		
		野 院	タ	8	8		
25	御家人	神主物大宮司祐木大夫萬季	桑 西 郡	大 次	5	5	小大宮司主神司祐恒+
			中 宮	3	3		
			分 田	2	2		
			田 代	2	2.2		
26	守山	桑 西 郡	力	2	2		
27	壽田房	〃	博	2	2		
28	経貞水祐	〃	勢	3	3		
29	序張屋清信	〃	久	2	2		
30	白明成成房	〃	丸	6.180	65		
31	正吉留守副左衛門尉真用	桑 西 郡	教	2.6	2.6		
		帖 佐 西 郡	禪	11.9	240	11.46	
			寺	9	46		
			見	7.9	7.4		
			水	8.6	8.6		
			河	9.1	9.1		
			良	8.3	64		
			崎	10.7	9.14		
			見	7	7		
			山	31.8	180	31.85	
			富	11.9	120	11.94	
			畠	2	2		
32	西島守主慶範	桑 西 郡	業	6	6		
33	前執行房井曾光房	〃	美	1.7	1.7		
34	御家人	加治木 鶴	本	50	50		
			名	2(8)	8		
35	御家人	水田三郎権（権カ）通平	〃	木			
36	御家人	別院・飯長光	〃	水	20.2	10.25	
37	御家人	又・源助平	〃	富	10	10	
38	大輔法輪勝印	〃	原	4.2	4.2		
39	台明寺守頭榮海	〃	倉	3	3		
40	舟清使半近左近入道西仙	〃	宮	3	3		
		帖 佐 西 郡	本	5	5		
			田	5	5		
			代	3.7	180	3.75	
41	所司伊丹守主	加治木 鶴	九	17.7	16.8		
			肥	17.7	16.8		
			業	15	15		
42	阿蘭陀供奉幸	〃	寺	3	3		
43	阿蘭陀供奉幸	帖 佐 西 郡	水	7.7	120	7.404	
44	台原寺守田信重心房	〃	世	14.7	300	14.15	
45	権致所外直	〃	津	8.2	9.5		
46	都司安藤	〃	松	4.2	4.2		
47	舟清使半近右院右馬允貞能	〃	政	10.7	60	10.72	
48	英義朝利蟹	〃	千	2.6	2.6		
49	舟清使半近右院入道法智	蒲 生 郡	畠	2.6	2.2		
			當	142.0	300		
			大	2.6	2.6		
			深	11.9	240	11.46	
			見	9	46		
			水	7.9	7.4		
			河	8.6	8.6		
			良	9.1	9.1		
			崎	8.3	64		
			見	10.7	9.14		
			山	31.8	180	31.85	
			富	11.9	120	11.94	
			畠	2	2		
50	都司伊丹守行公	〃	本	3.7	180	3.75	
51	名主姓（孫）太郎清持	〃	水	10.0	120	10.04	/ 中
			久	(72.1)	120	69.54	
52	名主姓三郎清幸	〃	得	72.1	120	69.54	/ 中
53	名主姓太郎清光	〃	本	10	10		
54	名主姓十郎清	〃	水	4.2	4.2		
55	名主姓伊藤信久	〃	松	4.8	4.8		
56	舟清使半近右馬允貞能	〃	政	2.2	2.2		
			見	11.7	120	11.24	
			多	5	5		
			守	5	5		
			寺	5	5		
57	舟清使半近右馬允貞能	蒲 生 郡	本	11.9	120	10.94	
58	正吉守重田所清弘	吉 田 郡	本	10.3	10.3		
59	二郎・太郎清持	〃	水	4.8	4.8		
60	長夫大寺道	〃	富	4.8	20	6	
61	御司清綱	纏 濱 南 保 郡	納	21.5	6	9.95	
62	御家人	四郎義綱	佐 多 本	6.9	180	55	
63	御家人	弥三郎大天藏房	佐 多 安 行	5	180	5	
64	御家人	田代七郎助助	佐 多 安 行	5	180	5	
65	御家人	九郎宗元	佐 多 安 行	1.4	1.4		
66	御家人	都司直高	水	16.7	180	16.75	
67	御家人	新大夫人道西	水	12.1	300	12.18	
68	名主姓二郎大夫助直	在	水	2.6	240	9.66	

伝える文書の一形式)をもつて、聽許された私墾である。

この符宣は大隅図田帳に「加

治木郷百二十一町七段半、正

宮新御領、本家八幡、地頭掃

部頭、公田永用百六丁二段半、

郡司大藏吉平妻知る所、件名

は社領為りと雖も、府の別府

と号し、數百余町を以て五十

町に宛て、所當千疋に準ず、

残り六十余町は府国両方に弁

済せず、恣りに私用なり、動

もすれば國務に隨はざるなり。」

とある。符は太宰府から出さ

れる特別の許可である。したがつて別府は太宰府の役人の腐敗の中から起つてきたもので、許可を与えることにより、その代償を望んでいたであろうし、

許可により私墾地を受けた者は「数百余町を五十町に宛て」とあるごとく、その面積を隠すような行為

が行われ、太宰府および国衙の役人の私有地拡大の便法ともなつていた。これらの地名がその儘現在ま

で残存することになったものと考えられる。

番号	御家人	氏名	郡・院・郷名	等	田丁反歩	石塁地尺	備考
69		名主丹後房	"	北里	34		弁済使阿波房成幸ト
70		名主神一丸	姶良庄	得丸本名	17	17	
71		名主六郎兵衛副助元	"	中隈	3 2	33 2	
72	御家人	名主諸二郎藤高友	"	末枝	20	20	
73		名主平大夫入道	"	末次	8	8	
74	御家人	名主諸二郎兵衛副重祐	曾野永利	用松	2.4	2.4	島津庄

正応、元亨年間の御家人守護狩の負担人馬数

番号	氏名	A		B		C		D		E		F		G	
		正応2.8.21 守護狩左右 手書分	" 守護所狩路馬	" 8.23 御家人 分雇狩人	元亨3.7.11 (来25) 守護狩歩兵狩人	" 4.1.25(来2.5)	" 4.1.27(来2.5)	" 4.18(来21)							
1	税所介	左1		1	10疋	1	100人			1	21人				
2	惣檢校	" 2		2	5	2	50			2	10				
3	曾郡司	" 3		5	3					3	5				
4	河俣大掾	" 4		4	5	3	50			4	8	重久大掾			
5	重久加賀房	" 5		3	4					5	10				
6	向笠諸次郎兵衛尉	" 6		6	3	4	30			6	5				
7	同 藤三郎					5	30			7	5				
8	轄寢郡司	" 7		11	10					13	20			1	20人
9	佐多弥四郎	" 8		12	5					14	10			2	10
10	佐多九郎	" 9		13	2					15	5			3	5
11	田代七郎入道	" 10		15	5					17	10	田代大掾		4	10
12	伊佐敷大掾	" 11		14	3					16	7			5	5
13	栗野大進大夫	" 12	栗野郡司	17	6	10	40		25人	19	15	栗野郡司			
14	修理所	" 13		18	5			1		20	10			1	20人
15	加治木郡司	右1		19	10			2	10	21	20			2	10
16	上木田大掾	" 2		20	5			3	10	22	10			3	10
17	下木田大掾	" 3		21	5					23	10			4	10
18	小河郡司	" 4		16	6	11	50			18	15			5	5
19	東鶴郡司	" 5		7	5	6	40			8	10			6	10
20	羽坂藤七大夫	" 6		8	5	7	40			9	10			7	10
21	功手又二郎	" 7		9	3	9	30			10	10			8	10
22	姫木弥四郎	" 8		10	3	8	20			11	5			9	10
23	木房大掾	" 9		22	5	12	40			12	10			10	10
24	田所小大夫	" 10		24	5	13	50			25	10			11	10
25	弟子丸	" 11		23	3					26	5			12	5
26	牧山大掾	" 12		25	3					28	7			13	7
27	国修行									27	5			14	5

弁済使は「ベンザイシ」「ベンザシ」「ベザシ」などと発音される。弁済の語義は貢租を納入するということで、薩摩の一部を莊園に納める所というには前述した寄郡であり、半不輸の地帶である。寄郡は国郡であり、莊園に包まれながら郡司がいたわけである。このように公領であると同時に莊園からの支配をもうける二重性格のところに、貢租納入関係上國司としての弁済使が島津莊の莊官としての別當に任命されていたのである。これらの寄郡の土地に対するは、地頭職・弁済使職・名主職などが当てられていて、一般莊園以上に錯雜していた。したがつて勢力ある者などは、目代・大目・郡司・地頭・名主等を兼ねている。莊・国の二重支配を受けていた弁済使がその支配を脱し、私領を拡大し、地主化していく。鎌倉末期には領主化していく弁済使が領家側からのみ行われている。領家納入のうち三分の一を得分として認めており、弁済使の年貢対応に対し領家側は請けさせようとしていたとも考えられる。こうした錯雜した寄郡に弁済使が発生し、在府役人がこれを兼ねるようになつた。平安末期においては、莊・国の二重支配を受ける立場にあるほうが在府役人として地下に根をおろすことが容易であつたろう。それが鎌倉中期以降は領家の支配を脱し、所領を確立し、弁済使の所職を分

轄讓与し、新田神社文書に見られるような定使弁済使とか小弁済使とか呼ばれるものが成立していった。

正八幡宮執印僧行賢は天承元年（一一三一）所領を台明寺に寄進した。僧行賢は寛治元年（一〇七八）親父惟宗朝臣在任の年、大隅に下向、縁ありて台明寺に参詣していたとある。万得領八段、すなわち止上神社に寄進した三段を除き、残り六段と畠地一箇所を不斷大念佛灯油仏聖供料として寄進し、さらに康治元年（一一四二）には、毎日仏聖料として、万得領田九段を寄進している。のち行賢寄進の地は、大隅国住人藤原篤房が私領として押領しようとし、大宰府から篤房に押領停止を命じている。行賢は天仁三年（一一一〇）正月、吉田を正八幡宮神領に寄進している。正八幡石体の文字発見の前年、すなわち天承元年九月の寄進状がある。天承二年、国司は万善村を正八幡に寄進し、宇佐八幡神人が石体發見を疑い、紛争をひきおこしている。保延四年（一一三八）十月二十九日、京極関白藤原師実（頼通の子）の七男である行玄上人が正八幡の権僧正として補任されている。行玄上人は康治元年、日吉山王社に神鏡を寄進、日当山西光寺を建立し、久安元年（一一四五）座王を辞し、久寿元年（一一五四）十一月十五日、西光寺で入滅、とき五十八歳である。行玄は正八幡関係の中興の人というべきで、諸司の繼承その他多くの業績をのこしている。康治元年に国分寺觀音堂左に七重の塔が

弘安十年宮侍守公神結番

番号	氏名	表2ノ番号	表3ノ番号
1	蒲生若宮政所孫四郎入道水里源太		
2	栗野郡司在河綾大夫寛定房後家	66 20	13
3	始良得丸太郎大夫諸太郎	70・71 19	
4	始良牧山鳴四郎諸次郎大夫		11
5	始良末次蒲生南三郎平四郎馬	73	
6	蒲生米丸蒲生西侯三郎大宮司	50 52 12・25	
7	蒲生内村入道後藤大夫源次郎	53・55	
8	脇本三郎大夫源三兵衛尉棚司	58	
9	郷大和入道長法橋跡毗沙主		
10	小河郡司入道左近大夫狩免三郎		18

御家人数の推移									
番号	初後期家	人	姓	郡・院	後期ノ御家人	ソノ数			
国方1	税所	曾野	曾野	1税所	2惣檢校	5重久			
2	田曾野郡司	建藤	曾野	6・7向笠	25第子丸	5			
3	小河木郡司	井戸	曾野	24田所	16上木田	2			
4	加治木郡司	河木	曾野	3曾郡司	17下木田	1			
5	帖佐都司	井戸	曾野	18小河郡司	29別府	5			
6	帖佐都司	河東	曾野	15加治木郡司	30吉原	0			
7	帖佐都司	酒大	曾野	27國修行	20羽坂	1			
8	帖佐都司	酒大	曾野	19東郷郡司	21功	4			
9	帖佐都司	酒大	曾野	4河保		1			
10	帖佐都司	酒大	曾野	9・10佐多		2			
11	帖佐都司	酒大	曾野	12伊佐敷		1			
12	帖佐都司	酒大	曾野	8福島郡司	11田代	1			
13	帖佐都司	酒大	曾野	23木房		2			
14	帖佐都司	酒大	曾野	28溝辺		1			
計						27			
宮方1	所	大藏	大藏			0			
2	所	源	源			0			
3	所	井長	井長			0			
4	所	息	息			1			
5	所	酒	酒			0			
6	政大政理	藤	藤	14修理所		0			
7	長源修權	藤	藤	△		0			
8	修權	長	長	△		0			
9	修權	息	息	△		0			
10	修權	平	平	△		0			
11	修權	平	平	△		0			
12	修權	始	始	△		0			
13	修權	良	良	△		0			
14	修權	始	始	△		0			
15	修權	河野	河野	△		0			
16	修權	野	野	△		0			
17	修權	野	野	△		0			
18	修權	野	野	△		0			
計				給		3			
庄方1	兼曾	刈木	兼曾			1			
2			刈木			1			
計						2			
合計						32			

△ハ後期ニソメ後ト思ワレルモノガ非御家人トシテミエルモノ

造立されている。霧島神社再興の僧、性空上人の正八幡参籠も天承のころである。一方清水台明寺の国府鎮護の道場も衰退の一途をたどっていた。多くの太宰府・国衙の制止がみられる。とくに藤原篤房の押妨は根深いものが感じられる。篤房は藤原篤如の後裔とみられる。治安が良得丸太郎大夫諸太郎として下向、曾於殿とよばれ、税所職にあたった。長男篤義は重久の坂の上(坂の上殿)、二男篤貞は社大宮司職として下向、曾於殿とよばれ、税所職にあたった。長男篤義は重久の坂の上(坂の上殿)、二男篤貞は重久孫次郎篤貞と称して重久村に住んだ。支族には重久・姫城・最勝寺・馬場・妻屋川畑・芦江がある。芦江氏は芦江神社や松永天神を創建している。この系譜は東芦谷家と重久家とそれぞれ異つて記録されている。応保二年(一一六二)の台明寺住僧の解状によると、正八幡行賢の寄進地を篤房が押領しようとしていることがしるされている。この寄進地は行賢が篤房の祖父篤定から買得した田地である。岡田帳の曾野郡司藤原篤守がこの後裔であろう。

惟宗忠久は文治元年(一一五八)島津荘下司職に任命、同莊の總地頭、薩・隅・日三州の守護へと成長していく。その都度所領の増加にあずかり、島津の庄内の郡司、弁済使の名田に対する支配権が与えられた。寄郡から一円の莊へ、さらに地頭領へと拡大されていくのが、當時

建久八年岡田帳による領主名とその所領

番号	氏名	職	郡・院・郷	庄・公	名	町反歩(田數)	備考
1	藤原篤守	郡司	曾野郡	公田	重枝	20	
2	藤原篤用	税所	"	"	富武永	33	
			桑東郷	"	重松	3	
				"	松	7	
3	藤原篤頼		曾野郡	"	用松	15	
4	建部宗房	田所	"	"	弟子丸	5	
			小河院	"	巡村弟子丸	5.3.240	
5	建部近信	權大掾	曾野郡	"	元行	5	
			小河院	"	"	1.2.300	
6	酒井宗方	郡司	"	正宮領	公田	57	
7	建部清俊	執行	"	公田	武元	2	
8	建部高清		桑東郷	正宮領	武安汰	6	
			寝院	"	佐	10	字新大夫。賜大將殿下文知行之。
9	紀新大夫良房		桑東郷	公田	主丸	5	
10	僧覺慶		"	"	元行	1.5	
11	大中臣時房	郡司	"	"	秋松	2	
12	酒井末能		桑西郷	正宮領	万德溝	14.4	
			"	"	在河	2	
13	僧兼俊		"	"	小浜村	8	
14	則貞	郡司	"	公田		1	
15	大藏吉平(妻)	郡司	加治木郷	正宮新御領	公田永用	106.2.180	
16	僧忠覺		"	"	鍋倉村	3	
17	酒井為宗	修理所	"	"	宮永	8	
18	建部清重		蘭寝院	"	郡本	30	賜大將殿下文、菱刈六郎重俊知行之
19	吉門		姶良庄	正宮領		50余	元吉門・高清・宗清所知。
20	三郎房相印		菱刈郡	島津庄	郡本	(138.1)/中	賜大將殿下文知行之

の一般的すう勢であつた。地頭が一円支配の土地を拡大して領主として発達し、莊園をつぎつぎに蚕食していった。正八幡宮の社領は、曾野郡五六町一段、二五町七段、小河院二七四町八段、桑東郷一一三町九段、桑西郷一四三町六段、帖佐郡三五六町八段、蒲生院一〇八町九段、吉田院一七町二段、加治木郷一二一町七段、禰寢院四〇町、栗野院六四町、鹿屋院八町、姶良庄五〇町余である。大隅国総田数三〇一七町五

頭掃部頭、本家石清水八幡だが、社領ではあるが別府と称し、面積を極端に過少に申告し、一部は私有しているという有様である。重松名の郡司藤原篤守の所領や重富名の税所藤原篤周の所領は国司の許可をうけずに勝手に正宮に寄進し、ごくわずかなものを正宮に納めて、国衙の追求より免れようとする私墾田のありかたを物語る。領家の一円支配の不輸の地と

段大のなかで正宮領一二九六町三段小、内訳は不輸五〇〇町五段小、応輸七九五町八段である。新田八幡の七〇町と比較すればその社領がいかに大きいかがわかる。加治木の大藏吉平の妻の所領は正宮領で地

薩隅日三州他家古城主来由記所載の城主名

番号	氏名	城地名	時代及び島津氏当主名	姓	藏
1	肝付河内守兼経		忠	伴藤	
2	蒲生太郎大夫清直		久	平藤	部
3	加治木八郎郷平		大	平源藤	源伴?
4	吉田御供所檢校長大夫吉清			建	源(菱刈庶流)
5	横川藤三郎坊相印重妙				
6	菱刈三郎坊相印重妙				
7	肥後房良西				
8	土岐左衛門尉國房				
9	蘭寝小太郎義明				
10	佐多太郎存盛				
11	田代次郎兼盛				
12	鰐肥伊豆守				
13	北原又太郎延兼				
14	津野四郎兵衛尉				
15	税所兵衛尉祐満				
16	曾木彦太郎忠茂				
17	溝辺孫太郎				
18	沙弥行西清重				
19	四郎左衛門尉信式				
20	本田因幡守國親				
21	姫木十郎				

して、国衙には納税せず、領家へのみ弁済する形も、寄郡の半輸、すなわち、国衙と島津荘の領家の双方に一部の弁済をする形も、すべて崩壊して地頭の所領化を促進していった。

鹿児島神宮は御正座に彦火火出見尊・豊玉姫命、相殿に仲哀天皇・神功皇后・応神天皇・同皇后を奉祀しているが、八幡神の根本の宮として、筑前大分宮・肥後千栗宮・肥後藤崎

宮・薩摩新田宮と五所の別宮と称せられていたことなどから、最初は応神天皇であったと思われる。石清水八幡にならって、諸国の国府に八幡宮を勧請するようになって、大隅の国分八幡・薩摩の新田八幡が鎮護国家の国分寺と肩をならべて興隆したと考えられる。このようにして神仏混合が台頭する。その新田八幡と旧下伊集院寺脇・大田・野田の境界で相論（争い）になっている。伊作庄下地中分の和与条件として、「宇佐彌勒寺・大隅正八幡宮造営米などの所役は双方均等に負担する」とある。文治四年（一一八八）の伊作・日置両荘の下地中分で、豊前の国、宇佐八幡宮彌勒寺領を除外している。弘安七年（一二八四）の幕府奉書に正八幡に奉寄、豊前の国上毛郡勤原村地頭職、正応三年（一二九〇）同じく勤原村代替りとして肥後国水間庄を寄進し、正安三年（一三〇一）日向國白杵郡田実田村を寄進とある。広範な正宮領を次第に地頭が蚕食する。島津忠久の七社参りについて、坊ノ津一条院、僧頼盛の書付によれば、一、開聞、二、新田、三、止上権現、

四、正宮、五、霧島、六、妻万、佐土原カ大崎、七、島津稻荷とある。弘安十年（一二八七）枚聞社と新田八幡の薩摩一ノ宮についての相論、同年守護代である僧唯道の台明寺領に石築地割当の免判があり、御家人を窮乏化させた博多の蒙古警固役からのがれている。しかし宇佐宮、八幡宮造営料は免除されていない。

班田制の崩壊は人口の増加と田地の不均衡から、意外に早く訪れた。律令官僚の腐敗は政治を混乱させ、経済的基盤である土地と人民との結合を乱した。そのあとにおこつたものが、墾田を中心とする社寺領地・賜田・功田などの莊園である。莊園は天下をおおい、公領は立錐の余地もなくなり、無税地である不輸・不入の治外法権的地域が急速に拡大していく。一方地方に下向した官僚には左遷された者や太宰府の官人から転補されたものが多く、ただでさえ売官・成功的風潮がつよく遙任の多い国司にかわって、現地に下向執務する国司代・掾以下のものが、国政をろう断したことは想像にかたくない。令の規定では、中国であつた大隅は守一人、掾一人、目一人、史生三人となつてゐるが、保安二年（一一二二）権大掾建部頼清、天承元年（一一三一）大介中原 権大掾建部・藤原 目酒井、長承二年（一一三三）守中原信俊 大掾建部清定・藤原輔平 目酒井忠未。保延四年（一一三八）国司代中原。平治元年（一一五九）権大掾紀・檜前 目大中原。

応保元年（一一六一）国司代勾当源・権大掾檜前・建部目大中臣。などが文書に見えてる。大隅の掾は一人であるのに二人も名をつらぬてるのは国人がしばしば補任されていると思われる。大介は国守同等の国政担当者であつたらしく、庄園関係の文書に多く見られる。大隅の建久岡田帳に大判官代藤原・諸司検校散位大中臣・田所散位建部宿禰・税所散位藤原朝臣・目代源が連署連判し、さらに権大掾伴・権介清原・同藤原・同藤原・同伴・同小野氏祐・同大中臣・同平・同大中臣・同大神・同藤原朝臣・同秦惟康・同大中臣朝臣為則・同惟宗朝臣などが連署している。このように十三人の権介がいつ出来たのか、何をしていたのか不明であるが、国府の実權はさらに下級の在庁官人の掌握していたことは想像にかたくない。在庁官人のなかに大判官代・諸司検校・田所・税所などがいる。諸司検校として建久九年の御家人交名に、東郷郡司時房とある。この東郷は後世桑西郷・桑東郷に発展したが、郷はもともと郡の下についていたものである。連署に諸司検校大中臣時房・田所検校田所宗房・連署に田所検校建部宗房・税所検校は税所篤用とし、連署には税所検校藤原篤用と記載されている。諸司検校は古くは県宿禰姓で、のち大中臣姓となり、東郷郡司をかねている。税所は古くは建部、のち藤原姓にかわり、曾野郡司も同族で、河俣新大夫・神主総大宮司姫木大夫なども同族と思われる。田所検校は古くは

権大掾税所検校で、建部氏であるが、岡田帳の連署には全くないが、本文中に権大掾近信を載せてる。その他禰寝郡司・佐多氏・正八幡宮執行等、皆建部姓である。前に述べたように在庁官人は、一方では郡司・郷司をかね、同族に郡司・院司・郷司の者があつたことから考えると、郡司の家で、国府に出仕し、ついに在庁官人となつたものと考えられる。

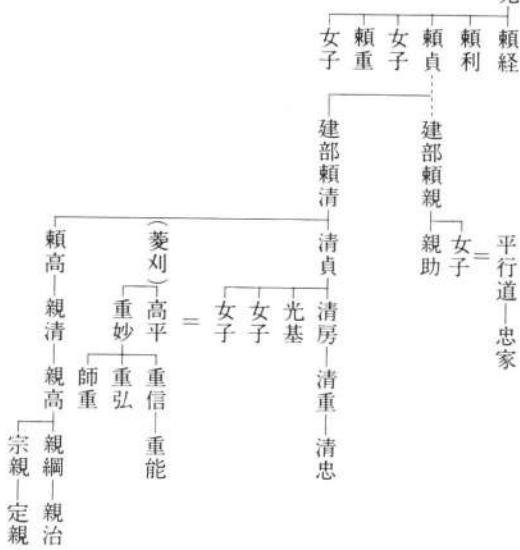
そして正八幡宮が石清水八幡を本家としているのに対して、新田八幡宮領は彌勒寺、即ち宇佐八幡の別当寺に対する関係よりも、石清水八幡の善法寺家を本家とした。新田八幡宮領には大宰府領は存在しなかつたが、正八幡宮には「府社五箇所、十六町、大府御沙汰」が含まれている。石清水八幡宮が朝廷の尊崇をあつめた例にならない、諸国国府が八幡社を勧請した例があるが、国分八幡は創建が古いので、兼ねていたわけである。正八幡宮には多くの社人がいる。天承二年（一一三二）の文書の連署に、執印大法師・権執印・座主大法師・御前検校大法師・御前検校兼政所法師・修理所検校酒井・御供所検校平朝臣・御馬所検校藤原・検校旱部祝部柒島・宮主法師三人（源暹・源芳等）・権政所（貞元）・権座主大法師等が見え、神人・僧侶なども多く、付属の武士もいた。これを宮方といい、國方とよばれる武士と相対するものである。明治維新当時の杜家調書によれば、四家と呼ばれる神主・執印留守・田所・別当・十家または一社とよばれる修理別当・正

宮鑰島別当・御供所別當・修理所・檢非違使所、衆徒十五坊と呼ばれる林鐘坊・智定坊・蓮壽坊・成顯坊・宗圓坊・大円坊・大覺坊・香乘坊・講代坊・講師坊・田中坊・宗代坊・寺師坊・正優坊・岩下坊、殿守十二家、山伏法体行者職、四十七家、隼人十八家があり、総計一〇六家におよぶ大きな構成員になる。

この正八幡宮こそ最大の志料が存在すべき場所でありながら、皆無に近いぐらい文献がすくなく、わずかに国領中武安名について、禰寝氏がこれを領していたので、その一部を推測できる。まず平姓禰寝氏の系譜をかかげておく。延久元年（一〇六九）散位藤原頼光寂念なる者が、その所領を諸子兄弟に譲与した。長子である頼経の譲与された所領は、禰寝院内大禰寝・浜田・大始良の三村とともに桑東郷内の田畠があつた。権大掾建部頼親があり、所領禰寝院などを嫡子親助に譲与した。頼親の時代の府官物と負物を弁済しかねたので、親助の伯父に当る掾建部頼清に対して相続書類を売り渡した。頼親は天永三年（一一一二）死去しているので、頼経からすれば子か孫にあたる。その所領は頼清寂禪の領知となつた。

頼清には清貞・頼高の二子があり、それぞれ所領の処分を受けた。ここで清貞はその所領を男女の諸子に処分するに当つて、桑東郷内武安名（現在の隼人町松永武安で、永谷の地名は小字永谷である）を娘心妙に与え、同じく娘西念には禰寝

平姓禰寝氏系譜



した。心妙はこのことを国衙に訴え、その結果、在庁官は承元四年五月（一一一〇）国の裁決を願つて、心妙の所領を確認している。心妙の所領はその後、禰寝清重の所知となり、さらに佐多氏の伝領するところとなつた。清重・清村・親村・親助・親清をへて親高に譲られた。親高はその所領を未処分にして死亡したので、幕府によつて、その子宗親・親綱はじめ子女たちへ、所領が配分された。長子宗親は桑東郷武安名五町七段大・狩倉十箇所を配分され、建長五年（一二五三）將軍家政所で所有を確認された。宗親はその所領を未処分のまま死去したので、子定親阿吉丸と弟石王丸代親西等との間に訴訟をめぐつて争われ、同じく幕府によつて分割配分された。武安名については、定親はその五分の三を、石王丸は五分の二を伝領することとなり、弘安四年（一二八一）にいたつて、これを確認した。弘安八年（一二八五）の定親の申状（下位の者から上位の者に対する文書）によれば、武安名の領知関係は半不輸国領六町のうち、三段は正八幡宮貢進田として國衙より正宮に寄進したもので、下地共に社家の占有、管理するところで、一町は正八幡宮浮免経田として、上分を一応國衙に弁済し、一段に二疋の割合の所當物を経講供料として、正宮に上進した。この一町三段の正宮関係の田地をのぞいて、あと二町八段は本名として定親・石王丸の知行分であり、一町四段は桑東郷郡司義通の知行、三段は姫木大夫入道道西の

知行分であつて、なお非御家人分として、正宮所司権執印法橋永円の三段、同所司庁検校円秀の三段、屋加丸駿川房の三段、主神司調所恒久後家の木作六段があつた。すなわち正宮領一町三段をのぞいて私領六町の合計となる。桑東郷郡司義通は武安名内に一町四段（字阿宇毛内六段、河副八段）を知行したが、義通は建久岡田帳の郡司大中臣時房の後裔である。その父を篤通といつた。弘安八年、この義通の知行分武安名六分の一の仏神事以下諸公事に関する、佐多定親の知行分に係争を生じ、定親は本名の公事済物について、再三陳状を出し、国衙の裁決を仰いだ。義通は定親の祖父親高のとき、一女子に処分した本名内一町の諸公事の弁済方を、便宜上郡司の支配の国作田二百四十歩の所当として、とりまとめて上進することになつていて、主張し、定親はこれに対し、当名に国作田の存在しないことを主張し、これに相当する国衙厨家田四段をあておかれているうちの三段は、武安名に一段あり、これは従来義通の知行するところであつて、年来弁済して現在にいたつていて、義通が国作田の存在するかのごとく強弁することの不法を陳述したのである。結局弘安九年（一二八六）国衙は定親に対してもういう主張を認め、当名の諸公事六分の一を配分すべきことを下知している。定親の子は信親道智で永仁二年（一二九四）所領を譲与された。この定親の従兄に親治（親綱の子）があり、定親の処分後信親と武

安名内古作並びに東迫に關して争い、一方においては当名内名主平山肥前房並びに生江代朝盛とも籠作東迫について係争を生じた。後者は正安元年（一二九九）双方和談し、前者は正安元年、両方和与状を出し、親治は朝盛との和与の結果えた古作内田地二段並びに東迫内水田二段・畠地三分の一のうちより、さらに古作田地一段・東迫三分の一畠地を信親の方に売渡して解決した。しかし信親は御家人としての重い課役にたえかね、嫡家である禰寝郡司清保に対し、その伝來の所領武安名五分の三、田畠・屋敷・山野を入質したが、正和四年（一二一五）ついに譲渡した。しかるに信親は嘉暦二年（一二二七）になつて、さきの売却を無視して、清保が横領したとして訴えた。鎮西探題北条英時は加治木政平に調査を命じた結果、翌年清保の知行を確認した。信親はひとり清保のみならず、元亨三年（一二二三）木房次郎に対しても、武安名内に五段の田地をも本物返（いつでも本錢を返せば、不動産を買ひもどせるもの）売却している。信親は清保の子息力寿丸を養子として迎え、正和五年（一二一五）にその所領および調度文書を譲与した。

大隅国在府官人に税所藤原氏がいる。この建部氏は代々、権大掾を称し、在府官人で、大隅正八幡の神人である関係で貫首あるいは御馬所検校と称し、所知の関係からは院司を称している。同じく在府官人で禰寝建部氏のほかに権大掾建部

氏のほかに権大掾建部宗信・田所建部宗房・権大掾建部近信・税所建部宗清等がいる。親助の時代のように国府の役人であり、一方神人であることは政治の紊乱をきたした。この南侯を頼清の嫡子清貞他に譲与した。清貞は前掾・税所・禰寝院司を称し、この清貞の娘聟が菱刈高平である。高平は承安三年（一一七三）ごろより、兄である菱刈重妙と共に建部氏と禰寝氏の争いに巻込まれて行つた。清貞の嫡子清房は源為朝と共に三州を征服した薩摩押領使（地方の内乱や暴徒を鎮圧する官）阿多忠景の追討の宣旨（天皇の命を伝える文書）の使者に反抗して斬殺された。平家与党人の遺領は悉く没収された。南侯の領有は菱刈氏に帰し、清重はその一隅に余ぜんを保つていた。清房が父清貞より継承した正八幡宮の御馬所検校の地位も、加治木郡司であつた大藏吉平に改替されたことが、養和元年（一一八一）正八幡宮一命婦職補任状（藤原太子）の連名連署のなかにみられる。建久三年（一一九二）正八幡宮申文を以て、菱刈重信（重妙の嫡子）の南侯の地に対する競争を停止し、その地頭職を改替している。建久八年（一一九七）大隅国岡田帳には禰寝郡司欠、建部清重所知とある。清重は禰寝氏の祖とされ、平重盛の孫に当る（妙覺律師）の子である。清盛と重盛より一字宛とて清重とした。

養和元年一命婦職補任状の藤原太子とは久安四年譲状の檜前太子とは同一人物であろうか。女子の所領譲与は原則とし

て一期分であり、本人の死後は原則として実家に吸収される慣行である。惣領制の大要は軍事権、公事権、氏神祭祀権を掌握するものとするが、弘安六年（一二八三）大隅守護千葉宗胤下知状禰寢佐汰村地頭親治と佐汰西方地頭定親との相論で、「所詮定親は各別の御家で安堵下文を帶びている上は、警固番役は各別勤仕せよ」と裁可している。佐多本名の支配を離れて独自の行動を認めていた。公事権では正和元年（一一二二）鎮西探題裁許状に「公事は惣領親治の支配を守り、先例を守り、分限にしたがい勤仕すべし」とある。祭祀権は正八幡宮文書に見られるように惣領の掌握下にある。庶家・庶子の所領が時代とともに惣領に集中接近していく傾向がある。禰寢氏に佐多氏、伊佐敷氏が接近していくのは孤立した地理的条件が作用しているのだろうか。経済的条件の変化から禰寢氏に接近する要素が発生していくのだろうか、惣領分は庶子分をはるかに越えることが原則であるが、ここでは惣領分が庶子分より少ない。庶子分が多いことと生産性の高いことは必ずしも一致しないし、峻険な高台の水田の収穫量は期待されない。また女子の一期相続分として桑東郷、桑西郷、小河院を譲与していることも注目に

因田内訳表

価する。

薩摩隅		
全	和名抄	
四八〇〇余町	伊呂波字類抄	
三四七三町	建久岡田帳	
四六四〇町	三〇一七町五反	
四〇一〇町七反		

図田帳の次表で見る通り 大隅の国では正八幡宮の社領が極めて大きく（薩摩の新田八幡は僅かに七〇町である）約半分に近い面積を占めている。薩摩国における島津庄と共にその勢力のほどがうかがわれる。

たのだろうか、惣領分は庶子分をはるかに越えることが原則であるが、ここでは惣領分が庶子分より少ない。庶子分が多いことと生産性の高いことは必ずしも一致しないし、峻険な高台の水田の収穫量は期待されない。また女子の一二期相続分として桑東郷、桑西郷、小河院を譲与していることも注目に

## 大隅国

## 薩摩国

寄郡七百十五町八段三大

正宮領 一二九六町三段小  
内 應輸 五〇〇町八段  
公 田 一〇〇町半  
経講田(不輸) 一三三町三段  
大府官社領 一六町  
島津庄 新立庄 一四三〇町八段  
寄 郡 七一五町  
七一五町八段

四〇一〇町七段  
二一一町  
六五五町  
島津一円庄  
島津庄寄郡  
内没官領  
島津庄寄郡  
六一〇町二反  
一六八九町一反  
二二〇町四反

曾野郷二百廿九丁四段大。(国方家人曾野郡司篤守)  
正宮領五十六丁一段 本家八幡 地頭掃部頭  
御供田十四町七段 寺田十五丁七段 国方所当弁田 万  
徳五丁二段丁別十疋 恒見甘町五段丁別十九疋三丈  
國方

正宮領 一二九六町三段小  
内 應輸 五〇〇町八段  
公 田 一〇〇町半  
経講田(不輸) 一三三町三段  
大府官社領 一六町  
島津庄 新立庄 一四三〇町八段  
寄 郡 七一五町  
七一五町八段

四〇一〇町七段  
二一一町  
六五五町  
島津一円庄  
島津庄寄郡  
内没官領  
島津庄寄郡  
六一〇町二反  
一六八九町一反  
二二〇町四反

丁三段六十步

國方所當弁田 万徳百六十丁三段丁別廿疋 恒見三丁九

段丁別十九疋三丈

公田五十七丁 功徳丸十一丁 用富四十五丁 郡司酒井宗

方所知

國領

公田八丁五段半 回村弟子丸五丁三段大田所建部宗房所知

武元二丁 執行建部清俊所知 元行一丁二段三百歩 権

大掾建部近信所知

寺田一丁九段 仏性燈油料 経講浮免田廿八丁四段大

聖朝府国御祈禱料於正宮御宝前講衆各請募之

府社八丁四段

大府御沙汰

島津御庄永利廿五丁七段三大

殿下御領

桑東郷百八十九丁四段大

正宮領百十三丁九段大

本家八幡 地頭掃部頭 御供田廿七丁七段 寺田五十一

丁八段六十步

○(小神田三丁五段イ)國方所當弁田 恒見四丁九段半イ

丁別十九疋三丈

万徳十二丁丁別廿疋 宮永廿三丁 正宮修理料

此内不レ蒙レ免  
押募名名在成歟

公田一丁 郡司則貞所知 寺田一丁二段仏性燈油料 経

講田九丁二段半 聖朝府国御祈禱料

公田廿一丁丁別廿疋 万善十二丁 松永七丁 稅所藤原

篤用所知 千手丸十一丁

國領

公田十五町五段丁別廿疋 武安六丁 宗新太夫建部高清

主丸五丁 字紀新太夫良房所知 元行十五段 僧覺慶所

知篤時始論

秋松二丁 郡司大中臣時房所知 寺田二丁八段 仏性燈

油料経講浮免田廿六丁四反 聖朝府国御祈禱

府社八段

大府御沙汰 △正宮敷地

桑西郷百五十六丁二段六十步△

正宮領百四十三丁六段大

本家八幡 地頭掃部頭

御供田五十八丁五段半 御服田六丁六段

寺田廿四町五段半 小神田三丁一段

國方所當弁田 万徳十四町四段丁別廿疋 酒井未能所知

宮永卅六町四段丁別廿疋 正宮修理料、此内不蒙国免押

募名々成歟

溝部在河×町 酒井未能所知 小浜村八町 僧兼俊所知

國領

府社一丁一段

大府御沙汰

帖佐郡 三百七十一丁大

正宮領

本家八幡 地頭掃部頭 為半不輸正稅官物者弁済於國衙也

御供田九丁七段小 寺田廿六丁六段 小神田六十四丁九

段半 大般若三丁 経講浮免十四町二段 聖朝府國御祈

禱料

國方所當弁田

万徳五丁三反大丁別十疋 恒見八丁七段大丁別廿疋 宮

吉五町丁別八疋 正政所十町丁別十五疋 権政所五丁丁

別十五疋 公田六十八町四段半丁別廿疋村々十ヶ所

蒲生院百十町九段半

正宮領

本家八幡 地頭掃部頭 為半不輸正稅官物者弁済國衙也

御供田十二町六段 大般若一丁 寺田十四町五段 小神

田三十一丁 経講浮免田二丁 聖朝府國御祈禱料

國方所當弁田

宮吉一丁丁別八疋 万徳十七丁三段丁別十疋 恒見七疋

九段半丁別十九疋三丈 公田廿五町四段丁別廿疋

吉田院十八町二反

正宮領

本家八幡 地頭掃部頭 御供田二丁 寺田七段

経講田一丁 小神田五丁五段

聖朝府國御祈禱料

國方所當弁田

万徳一丁丁別十疋 公田十町丁別十疋

加治木郷百廿一町七段半

正宮新御領

本家八幡 地頭掃部頭 公田永用百六町二反郡司大

藏吉平妻所知

件名雖為社領分、號府別府、以數百余丁宛五十丁所當准

千疋残六百余丁不弁済府國兩方恣私用也動不隨國務也

鍋倉村三丁 僧忠覺所知 宮永八丁 正宮修理所 酒井

為宗所知 万徳四丁五段

爾寢南侯四十丁

本家八幡 地頭掃部頭 元建部清重所知 郡本三十丁丁

別廿疋

賜大將殿御下文菱刈六郎重俊知行之。但去文治五年以後

號府別府以多丁弁四百疋外、不弁社家年貢不隨國務任自由知行之

佐汰十町丁別廿疋

賜大將殿御下文建部高清知行之

栗野院六十四丁

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭 御供田四丁 公田六十町

鹿屋院内恒見八丁 正宮領始良庄五十余町 正宮大般若庄

内沙汰「元吉門高信宗清所知」

島津庄

殿下御領 地頭衛門兵衛尉

島津御庄 領家近衛殿 地頭尾張守殿

新立庄七百六十丁 名越尾張入道殿御下知。

新立庄七百五十丁七丈五尺

深川院百五十余町

財部院百余丁 謂反人故有送平分損于今知行也

多禰島五百余丁

件三ヶ所保延年中以後ノ新符ニシテ不隨國務也

寄郡七百五十丁八段一丈 建武三年三月旧記

寄郡七百十五丁八段三丈 島津庄大隅方寄郡田数七百十

五丁八段

横川院卅九丁五段二丈三丈九尺五寸四分

(三丈寺社御寄附方横川院三十九丁) 菱刈郡三十八丁一段

十三丈八尺一寸 五段二丈安樂寺元天滿宮 御寄附 串

良院

但付其仁平三年御在方検注帳進之御庄

官等検田入部時満作者費居沽田付之弁済所當物

九丁三段二丈九尺三寸四分 鹿屋院八十九段八丈五尺

九寸

肝付郡百卅丁三段三丈十三尺廿七分 禅寢北俣四十五段

不作年者雖遂検田不幾數国衙訴也

横川院三十九丁五段二丈四十四丈五寸八分 下大隅郡九

十五丁九反九丈五尺九寸 始良西俣廿四丁六段二丈四尺

六寸四分

菱刈郡百卅八丁一段

郡本

賜大將殿御下文三郎房相印知行之

入山村 箕崎宮浮免田

△曾野永利十一丁一段大内

賜 同御下文千葉兵衛尉沙汰之 都城臣富山氏文書云

△用松二十四反二尺四寸

串良院九丁三段二丈 島津御在

△弁済使分三丁六反三尺六寸

鹿屋院九丁三反二丈 補任百引村弁済使職之事

△加治屋五丁二反丈五尺二寸六分

肝付郡百三十町二段二丈 勾当僧安兼

小河永利十二丁六反四丈一丈二尺六寸八分

任相伝文書之理補任彼職畢庄衛宣承知致勿違云

禪寢院北俣四十丁五段四丈

同百引村十三丁四丈一丈三寸八分

下大隅郡九十五丁九段

筒羽野村四十八丁五反一丈四丈八尺五寸二分

安元二年七月 守沙彌判

始良西俣廿四町六反二丈

近衛基通公十八歳ノ時是ヨ  
リ四年目得伝公生ル

八山廿町二丈

小河院内百引村十三町四丈 近郷小河院内在之

右件石築地役任関東御教書并小式殿御施行之旨以八月中  
終其功之状如件

同永利十二丁六段四丈同

曾野郡永利廿三丁三丈 近郷内在之 建治二年八月 日

調所藤原在判 書生藤原在判 惣官大藏

筒羽野四十八丁五段一丈 大介兼税所藤原在判 守護代

左兵衛 藤原在判

件村者管崎浮免田以四十余丁押募十五丁残不隨國務恣  
弁済使私用之

右件惣田數任御教書之旨注進如件

建久八年六月 日

大判官代藤原

諸司検校散位大中臣在判

田所散位建部宿禰 在判

稅所散位藤原朝臣 在判

目代 源 在判

右今年去五月廿二日守護所牒六月二日到来、欲任鎌倉殿  
御教書、在序參上注進當國內郡郷在蘭并寺社庄園田數、同本

家、領所及地頭、政所、弁済使交名事、

牒、今年四月十五日御教書到來稱、九州之内、

一國一國其國案內候在寧江仰付、國惣田庄公可令注進給也、

其國幾止、其内庄分領分公領分各幾許可被注進也、且又次第  
郡立候庄公可令分注載給也、其上庄者本家領所、地頭、公領  
者地頭某可令注申給也、地頭者自是補任之所國無隱知歟、且  
是不補給之地頭其可被注候也、以宮國之方地頭申、又政所弁  
済使何候歟計懸紙各神妙可注載也、自是地頭補任不令補給之  
所知食又誰人何出來時分明為知食也、仰旨如此、仍執達如件

者、当国内云郡郷田數、云庄園田數并本家、領家、預所及地  
頭、政所、弁済使等交名、任御教書旨在序參上令差別子細具  
可也、大事急速之御下知也、更不可在延怠也、如件、以牒之  
者、任御牒之状注進言上如件

建久八年潤七月 日

権大掾伴 権介清原

権介藤原 権介藤原

権介伴 権介小野氏祐

権介大中臣 権介平

権介大中臣 権介大祐

権介藤原朝臣 権介秦惟康

上可申旨被仰渡候間如此御座候以上 宮内 隈元治左衛門  
丑二月廿五日

権介大中臣朝臣為則

大隅国注進御家人交名等事

國方

税所篤用 田所宗房 曾野郡司篤守 小川郡司宗房 加治木郡司吉平 帖佐郡司高助 執行清俊 東郷郡司時房

河俣新太夫篤頼 佐多新太夫高清 彌三郎太夫近遠 祜

寝郡司欠 木房紀太郎良房 西郷酒太夫末能

宮方

政所守平 長太夫清道 源太夫利家 修理所為宗 権政所良清 栗野郡司守綱 脇本六郎太夫正平 太郎太夫清直 六郎太夫為清 彌太郎太夫種元 島四郎近延 始良平太夫良門 執行太夫助平 新太夫宗房 彌二郎貫首友宗 三郎太夫近直 小平太高延 肥後房良西 敷根次郎延包

右件御家人為上覽各交名大略注進如件

建久九年三月十三日

司權校大中臣時房

田所検校建部宗房

税所検校藤原篤

右者前々御用付差上置申候處去年依焼失写仕置候者今度差

琵琶湖に源を發する宇治川が、山地に峡谷をうがつて、京府・在庁官人が共謀して、私領化する。領家側より任命される弁済使は、莊・国の二重支配を受け、その報酬を受けながらも、自立・独立して行く。年貢未進（対押）の妥協策も反古にされる。錯綜した寄郡に弁済使が発生し、在庁官人が兼任し、地下に根をおろし、名実ともに領主に成長していく。

廻氏は源三位頼政の子孫、源肥前守宗綱、治承四年（一一九七）六月の大隅国図田帳には國方として小河郡司宗房が載っている。在庁官人であり、宮方神人（ジニン）でもある。曾於郡は葛例（カレ）・志麻・阿氣・方後・人野の五郷（和名抄）である。「調所文書」建治二年（一二七六）に、小河院内敷根・廻・加礼川（福山町佳例川）とある。栗野町恒次村、妙見宮鰐口銘に「大隅国小河院・大願主良光・廻村」とある。建部宗房は田所職であり、小河院廻村弟子丸（公田）、井宗方は郡司職であり、小河院（正宮領（公田名）を所領としている。加治木郷など数百余町を以て五十町に詐称、太宰府・在庁官人が共謀して、私領化する。領家側より任命される弁済使は、莊・国の二重支配を受け、その報酬を受けながらも、自立・独立して行く。年貢未進（対押）の妥協策も反古にされる。錯綜した寄郡に弁済使が発生し、在庁官人が兼任し、地下に根をおろし、名実ともに領主に成長していく。

都盆地に流出する地点に宇治市がある。南山城といわれる地方である。



宇治平等院（京都府宇治市）

宇治橋（日本最古）は大化年間に架けられたといわれ、その碑が橋に近い橋寺（放生院）に保存されている。世にいう「宇治の断碑」である。

以仁（モチヒト）王は御白河院の第二子、母が摂関家の出でなかつた為、親王宣下を得ず、治承四年（一一八〇）四月九日、源頼政の勧めで最勝親王と自称、平氏追討の令旨（リヨウジ）を発し、四月二十二日宇治に立籠り、四月二十六日に敗死。以仁王は皇族の籍を削られ、源以光と改名され、謀叛人とされた。

以仁王の父君後白河院は深い憂愁につつまれ、右大臣兼美がある。藤原道長の別荘を、その子頼通（ヨリミチ）が改築して、永承七年（一一九〇）に完成したのが昭和二十八年（一九五三）である。

宇治は京都盆地で一番早く開かれた。奈良・京都の二都を結ぶ古い街道は東の丘陵線を走り、中央の低湿地を迂回している。この街道が宇治川を横切る地点に宇治橋がある。宇治橋（日本最古）は大

橋復興を記念した十三重の石塔がある。ここが佐々木高綱（タカツナ）と梶原景季（カゲスエ）の先陣争いの古戦場である。歌才にめぐまれた源頼政は本来貴族的優美な世界（文学）と武士としての武辺さとが調和的に結びついている。一見相反するものが渾然と融合していて、当時の武人としては珍しいタイプである。頼政の母は藤原友実の娘である。友実は藤原南家の出で、勘解由次官（カゲユノスケ）であつた。この母の兄弟である式部大輔能兼の子範兼は「和歌童蒙抄」の作者である。

○五二）に寺院としたものである。

宇治橋の近くに浮島がある。弘安九年（一二八六）の宇治橋復興を記念した十三重の石塔がある。ここが佐々木高綱（タカツナ）と梶原景季（カゲスエ）の先陣争いの古戦場である。

舍とされた。

三井寺より延暦寺と興福寺に牒（チヨウ、公文書の一形式）が送られる。延暦寺に対しては「年来の遺恨を忘れて当寺の破滅」を助けられたいとある。延暦寺の返牒はついにこなかつた。三井寺は山門の末寺でありながら（延暦寺に対し）、「山門」・「寺門」を同列に並べ「車の両輪に似たり」とか、笑止千万・奇怪なりと黙殺され、返牒はこなかつた。一方興福寺へは「清盛、王法仏法破壊の元兇」との牒を送り、興福寺からは折返し「一味同心」の返牒があつた。後日、延暦寺も底流にあつた反清盛の感情が衆徒をして暴発させた。

興福寺は藤原氏の氏寺であったが、藤原氏への侮辱、即ち関白・氏の長者の流罪に対し、「平氏打倒」への決起を宣言、四月十八日付の三井寺の手紙に対する返牒を出したのは四月二十二日である。興福寺の学匠、信教得業（トクゴ）の起草する返牒には「清盛は平氏の糠糟（ソウコウ）、武家の塵芥（ジンカイ）なり」と痛烈に罵倒している。この文言を聞いた清盛は後日、得業に追手を差しむることになる。「親平氏」とみられていた源頼政が四月二十一日、突如決起した。「山槐記」では「その兵力五十余騎」とあり、「愚管抄」では「二十四、宇治へ落させ給いて」とあり、「平家物語」には、「頼政の一党に守られて南に向われた。その勢千騎」とある。

この同じ年に三井寺・興福寺・東大寺が六波羅の手で焼討

ちのうき目にあつた。三井寺は大衆以下三百人、やかれた堂宇六三七字、大津の在家千八百五十三字におよぶ焼討ちであつた。この戦後処理も来るべき大乱への序曲にすぎない。

頼政の辞世の句に、「うもれ木の花さくこともなかりしにみのなる果ぞかなしかりける」とある。頼政が宇治で西に向い、高声に十念をとなえ、家来渡辺長七唱（トナウ）が太刀先を腹につきたて自害した頼政の首をうつたとある。

以仁王の御子は捕えられ、出京させられた。四月二十七日には興福寺僧から、頼政の子二人が南都に落ちてきることを撰政（藤原基房）のもとに注進している（「山槐記」）。

興福寺文書には仲綱の子を列記した文書がある。頼政入道の子・次郎藏人、仲綱の子・小冠（在所吉野中院阿闍梨の許）、仲綱の子・童（住吉野西金堂衆高文房相<sub>ニ</sub>具之二）、定学九郎（住吉野山相<sub>ニ</sub>具肥前々司）、西養八郎房（住高市郡南郷ハウチ乃里也）、とある。即ち源仲綱の子は小冠と童の二人である。二川家の系図に、養和元年（一一八一）辛丑二月吉日、肥前守源宗綱の写がある。宗綱の三子とある。頼政・仲綱・宗綱（肥前守）、広綱（駿河守、大崎・山下家祖）、有綱（左兵衛尉、牛根二川家祖）とある。

保元の乱以前の頼政に関する史料はきわめてすくない。伊勢平氏の頭領としての平正盛が都に進出し、白河院に接近し、武士の諸勢力角逐（カクチク）によって、緊張の度を加えは

じめる。承徳二年（一〇九八）正盛は隱岐守に任せられる。そのころ有名をはせた源義家の晩年に当り、その他界四年前、義家の子義親が九州に乱を起し、中央政府への反逆者の烙印をおされ、興隆途上の源氏に一頓挫をあたえた。

源頼義・義家の開拓・組織した関東武士団の半分は、先祖をたずねれば平氏である。源氏・平氏の名目は本来血統を示すという面を保持しつつ、次第に名目的なものとなり、一種擬制的なよび名として、源氏同志・平氏同志という実感的な連帯感はあるが如く、なきが如しであり、現実の利害問題こそが集散離合の第一の原因であった。保元の乱の前年、久寿二年（一一五五）十二月十三日、藤原為親の日記に「凡そ世間、虎の尾を踏むが如し、言語道断なり」とある。当時の貴族の世界の空気がよく伝えられている。

平正盛が同輩をぬいて進出したのも、その武名と朝廷への献身的奉仕を要因とする。その子忠盛は父の努力と成功を加速的に推進した。はじめ白河院のち鳥羽院に仕え、南海・山陽の海賊の討伐、南都北嶺の山徒の防禦、京都の強盗の追捕、九州地方の貿易の権益掌握など、武士団一大勢力の均衡は完全に失われ、忠盛の独壇場となる。

源頼政・仲綱父子の「五節の舞姫」に関する請文（ウケブミ）がある（「平安遺文」）。五節会は毎年十一月中に四日間にわたって行われる朝廷行事で、平安時代には大嘗会・新嘗会

の儀式の舞踊になり、公卿や国司から舞姫を献上することになっていた。仁安一年（一一六七）、三年の連續二年にわたる伊豆国の不作のため、その費用を弁じえないと、辞退している。国司として当然つくすべき義務であるが、力およびないとして辞退している。頼政・仲綱父子が天皇・上皇の側近に日夜精励している姿を想像することができる。

摂津源氏の多田行綱・美濃源氏の源光基・清川源氏の源頼政など源氏勢力はすべて平氏の傘下にあり、その顧使（イシ）に甘んじていた。凋落した源氏の中で出世頭としての頼政の心境は複雑であつたと思う。

「源義朝の濫行、国司の進止あたわず」。国内の検察・行政の最高責任者である国司・目代の手に負えない。過去、国司・目代の発給する免判に右往左往し、所領を中央の権門・社寺に寄進、安堵・保証して貰つた時代から一転して、国衙超越的行政権・追捕権を掌中にした。

九条兼実の「玉葉」に「実の物狂いか、王法すでに廢了」とある。豊後国の住人謀反により目代が放逐され、国司自ら任國に下向・追討する暴挙を述べている。

頼朝は平家押領地を旧領主（社寺）への返還。莊園はもとの如く領家に隨う。不服之輩は頼朝が追捕沙汰する。朝敵打倒を掲げ、柔軟路線で一応妥協する。

## 第二節 揺れ動く莊園

廿五年戊戌三月六日」とある。時代毎に地域境界の変遷が多くみられる。

源頼政の孫である肥前守宗綱が大隅小河院廻村に左遷となり、廻氏を称した。治承の頃である。廻なる語源は会所、回所から来ているのではないだろうか。たとえば取引所・集会所など交易・交通の要地とか、または宗教的斎祀所などを指すものであろう。島津庄域の交通路として東西に横断路（都城市を中心に）をひくとすれば、東端は日南市、西端は福山町である。海陸交通の起点として重要な意味をもつてゐる。

宮崎県北諸県郡山之口村の的野八幡（大人弥五郎どん）は「日向国三保院宗社」とある。日南市飫肥の田上八幡も弥五郎どん祭がある。深河院岩川村の岩川八幡は、「応神天皇、神功皇后、仲哀天皇、玉依姫、武内宿禰他併祀。島津庄領主近衛家所領鎮護神として万寿二年（一〇二五）勧請」とある。

国分市の古名を曾小川といい、曾小とは曾於の転化といわれる。曾がはずされて小川となり、上小川・下小川にわかれ、小河院と呼ばれた。小河院は国分市から南下して垂水附近、恒吉、百引を包含していたと思われる。また下小川院として、上井、敷根、廻、加礼河、市成、恒吉を榜示した時代もあつた。栗野町恒次村田底門、薬師堂鰐口に、「大隅国小河院、大願主良光、敬白奉懸祈進、廻村、薬師堂、宝福寺金撫、応永

宇佐八幡より派遣された上総介舜清は保安元年（一一二〇）大隅国下大隅に下向、宇佐八幡庄園の鎮撫に当つてゐる。居城は現在の垂水、荒崎城（元垂水城）である。保安年間は鳥羽院政の絶頂期でもある。舜清は藤原道長の二男教道の孫教清の子（道長の曾孫）で、僧となり京都横川にいた。のち守



佐大宮司の女婿となり、舜清を生んだとある。垂水の伝承に、この地は神貫大明神の勢力圏であつたところ、宇佐八幡系の手貫神社が侵攻し、手貫神社は枚聞神社、鹿児島大明神の応援を得て、神貫大明神を駆逐したといわれる。現在手貫神社を上之宮（垂水市本城）といい、鹿児島神社を下之宮（垂水市田神）という。神貫神社は垂水市新城にある。伝承と史実の接点という点で確度がたかい。

大隅あるいは大隅郡も明確ではない。上総介舜清は「下大隅下向」とある。下大隅とは垂水を指している。建久岡田帳にも「下大隅」で出ている。肝付郡は国見山以南の地である内之浦、田代、佐多、根占附近を指したが、のち大隅郡と呼んでいる。桜島・牛根・大根占・小根占・佐多・田代・新城を大隅郡（太宰府管内誌郷村帳）と称した時代もあつた。下大隅に対する大隅または上大隅は何れの地方を指したのであろうか。また桜島を隅島とも呼んだ。

名越遠江守朝時の第二子名越尾張守時章地頭（建治二年）、  
「島津庄、深川院百五十町歩、財部院百町、多軒島五百町歩」  
とある。近衛殿地頭尾張守として権勢をふるつた名越氏は北条氏の支流である。

垂水高城主（平信基、のちの肥後平右衛門家）、牛根・二川（池袋家）、海潟（石井家、断絶）、垂水本城主（伊地知家、秩父氏系）、福山（廻家）、敷根（島津右膳家）、上井（諏訪甚

六家）が島津忠昌時代の辺田七である。垂水、牛根、福山、敷根、上井の豪族はいずれも家老に列している。この「辺田七」とよばれる水軍は熊野水軍（熊野三山の社僧）に相当するものであろう。熊野別当は一国の大名ほどの勢力をもち、奥熊野は全部熊野三山に所有されていた。熊野三山の祭神は五十一柱、三社共通が九神である。熊野三所権現は修業僧の道場とされており、古座川の御船祭、那智の火祭は有名である。一衣帶水だけの理由による結束だけとは思えないものがある。行政・氏族結合の点からも検討すべきであろう。

宮崎市赤江を中心とする大庄園国富庄（日下部氏）、宇佐宮領（土持氏（田部氏）、島津庄（梅北氏、富山氏）が莊官（莊司）として統々下向した。治安元年（一一〇二）に藤原篤如が霧島、止上、正八幡宮神領官（大宮司）として下向、「曾於殿」と呼ばれた。宇佐八幡と正八幡（鹿児島神宮）との紛争（天承二年）は有名である。大隅国の莊園では正八幡宮領一二九六町余、島津庄は三二五二町余と膨張していく。



熊野速玉大社（和歌山県新宮市）

平季基は万寿三年（一〇二六）、日向国諸県郡三侯院益貫（中郷村梅北）に居館を構え、季基の弟である判官良宗は肝付郡始良（阿枚）に居館を築き、自墾田を創設した。太宰官人の出身である季基は下向四年後の長元三年（一〇三〇）に宇治閔白藤原頼通に広大な一円莊（島津庄）を寄進している。

都城市郡元に安養寺跡、祝吉御所跡があり、安養寺は十二世紀後半、伴姓肝付氏一族北郷兼吉の創建になる。

島津忠久の父といわれる日向国司惟宗広吉の居館もこの近傍と推定されている。此處梅北に平季基が創建した神柱神社は昭和になつて都城市に奉遷している。

伴兼貞は平季基の女婿となり、島津庄官を譲渡され、兼貞の長子兼俊は肝付に移り肝付太郎と号し、肝付郡を領し、高山城を築いた。肝付郡九条院とは鹿屋、始良、大始良、花岡、串良、内之浦、百引、高隈、新城であり、救仁院は胡麻ヶ崎城、龍相城、天守城、蓬原城、安樂城、朝広城、志布志城、月野城、松山城などを包含している。伴氏は総追捕使職であり、兼俊は肝付郡弁済使であつた。

大隅岡田帳に「深河院（岩川）百五十余丁、財部院百余丁、謀反人故有道、有平子孫子今知行也、多櫛島五百余丁」とある。揖宿系図に「平次郎大夫良道の子、多櫛平次有道（有平）とある。岡田帳の謀反人云々は、この有道、有平の両名を指すものであろう。

平姓揖宿氏の所領である深川院、隅州財部院をも兼領し、肥後守に任官したという。信基の五男である六郎左衛門尉信家は肥後氏を号したが、のち岩川城（手取城）にはいり、岩川氏に改称している。

平姓揖宿氏の所領である深川院、財部院に平氏の一党が率領・支配したことは明白である。

永祿四年（一五六一）、肝付兼続の廻城（廻兵部久元）攻略は、深川、財部、市成地方の平姓軍団が源姓兵团（源姓廻家、土岐源氏敷根家）に対する第一波進攻作戦であり、島津兵团迎撃への長期戦略の一環でもあつた。辺田七が一糸乱れず後方攪乱（かくらん）を敢行している事実を見ても理解できるし、平姓禰寝氏迄一味同心して戦闘に参加している。

建久岡田帳に「小河院廻村弟子丸、五丁三反大、郡司建部（田所職）宗房所知」、小河院は建部近信（権大掾）、建部清俊（執行）所知の公田と酒井宗方（郡司）所知の正宮領とに大別される。いわゆる庄公二重支配である。

安和元年、薩摩掾として入国した伴兼行の子孫はそれぞれ

平清盛—基盛—行盛—信基、信基は清盛の曾孫になる。北条時政の助命嘆願で信基は南海十二島に封地された。南海十二島とは種子、屋久、恵良部、竹島、硫黄島、宝七島（口之島、臥蛇島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、宝島）である。

土着して、萩原・安樂・和泉・梅北・北原・救仁郷・検見崎

・前田・岸良・野崎・津曲・川南・川北・鹿屋と号した。つ

いで大前氏、秦氏、藤原氏、執印氏、大藏氏、惟宗氏、源氏

等の諸氏も土着し、勢力を拡大した。そのうち平氏は薩、隅、

日に一大勢力を扶植していったが、平家没落後これら豪族の

所領は没官領として幕府御家人である島津、千葉、渋谷、二

階堂、寂忍などの諸氏に与えられた。「曾於殿」とよばれた藤

原篤如（大宮司・税所職）の後裔とみられる篤房は正八幡宮

執印職僧行賢の寄進地を私領として押領し、太宰府より押領

停止を命ぜられている。税所の支族に重久、姫木、最勝寺、

馬場、妻屋川畠、芦江などがある。篤房の押領地（応保二年）

は篤房の祖父篤定から僧行賢が買得、清水台明寺に寄進した

田地である。篤房は当時郡司職ではなく、阿多權守忠景の私

権を濫用して、寺領を押領しようとした。岡田帳の曾野郡司

藤原篤定（妻屋源左衛門尉）は篤房の三男である。（諸家系譜

84ページ参照）

郡司、郷司が国府に出仕し、在庁官人となつて行く様子が

わかる。正八幡領地頭職の掃部助寂忍（地頭掃部頭は中原親

能（入道寂忍）のことである。豊後大友家始祖、大友能直の

父に当たる。平家討滅に勳功のあつた緒方氏が宇佐宮乱入の

咎で更迭、その跡に掃部頭が補任された）の停廃、帖佐郷の

肥後坊良西、荒田庄の山北六郎種頼、万得名の馬部入道淨賢

の三地頭も正八幡宮の愁訴により停廃されている。

十二世紀末に鎌倉幕府が成立し、地頭制が推進されるや必然的に幕府の地頭設置に対する、荘園領主側からの巻き返しがおこてくる。寺社・貴族の私的土地位所有の中に、武家政権を背景とする公権力が地頭という新しい名目で侵害していく。

このことは荘園領主側の土地に対する管理権、年貢・公事の徴収権および治安警察権の縮少もしくは喪失を意味する。この莊園領主側にあつた任免権が変更され、莊園領主の任命する莊官から、幕府に任免権のある地頭へ移行したことにより、旧体制は存亡の岐路に立たされた。

從来開発領主やその一族である莊官が伝承した根本私領そのものが、地頭へ奪取されることになる。

荘園領主と地頭との紛争、土地の領掌権や収益権をめぐつて、「所務相論」・「下地相論」が頻発し、その結果「地頭請所」「下地中分」などの妥協策がとられた。地頭が年貢の進納を一手に請負うとなると、領主側の預所以下莊官の存在は無意味になる。やがて莊官の在莊すら拒否される。地頭が莊園支配権のすべてを合法的に掌握する。このことが鎌倉時代（十世紀末～十四世紀）の莊園が、変質期莊園とよばれる所以でもある。

日本最大の莊園といわれた島津庄は、先進地畿内地方とちがい未開、原野の多い辺境に位置し、後進地帯の象徴である

自墾地系莊園の典型でもある。

一円莊の場合には莊園領主が年貢・雜公事のすべてを收取することを原則とし、寄郡（よせごおり）の場合、年貢は莊園領主と國衙が折半し、雜公事（最初は國衙から莊園、公領の別なく課せられていた租・庸・調・雜徭の税制がくずれ、十世紀ごろから荷物の運搬、池溝、堤防の修築などの雜多な力役・夫役（国役のこと）はすべて莊園領主の收取を原則とした。寄郡は雜役免莊園（年貢は國衙へ、雜役は莊園領主へという二重支配）の変質である。

元來、租の系譜をひく年貢が土地を基準に賦課され、庸・調・雜徭系統の雜公事が、人身別の賦課であり、この二元支配が律令以降の大原則であつた。

後三条天皇以降の院政期にかけて激化した莊園整理を回避するため、それまで一郡、一郷を自己の私領としていた郡司、郷司層が私領を保全するため權門にその私領を寄進した。これが寄郡發生の経緯である。寄進者側からいと國衙、莊園領主のいずれからも一方的に支配を受けない点で最善かつ自由を保証される対抗策であつた。

島津庄は一円莊が三千四百余町、寄郡が五千三百町余となつてゐる。國田帳に「日向國諸縣郡島津院三百町」とある。現在の宮崎県都城市を中心とする平季基（太宰大監）が「無主荒野の地」を開発して、宇治関白藤原頼通に寄進（万寿年

中（一〇二四））した。攝關領となり近衛家に伝承され、基通の子実信の代に領家職が春日大社領の奈良一乘院に伝領されている。この領家職の移転は平清盛から押領された島津莊が平家没官領として没収されることを恐れた近衛家の配慮からであろう。領家職の移転といつても得分権のみの移転で、その庄務権は近衛家に留保されるという形であつた。

鎌倉幕府は西國支配の政策の一環として、惟宗忠久を島津庄惣地頭に任命（いわゆる得分権地頭）した。下地に対する進止権は郡司、郷司の系譜をもつ在地領主層が掌握していた。鎌倉時代中期以降、地頭層はこの下地に対する進止権をめぐつて、從来の在地領主と抗争して奪い、莊園領主権を侵害して行つた。

地頭は領家の年貢を押領し、ついに下地中分に及んで行く。南北朝期の内乱を経て半済制度（鎌倉時代の兵糧米制度の変形、莊園の年貢の半分を武士に与えた）が確立するや、領家の年貢の收取は一層困難をきわめ、やがて地頭の一円支配が確立し、約三百年つづいた近衛家の島津庄支配は終止符をうつた。

島津一円莊は島津院・二俣院・中郷・南郷・北郷・財部院・財部郷・救仁院であり、寄郡は真幸院・穆佐（ムカサ）院・飫肥北郷・飫肥南郷・飫肥（オビ）院・櫛間（クシマ）院・救仁院・鹿屋院・串良院・姶良庄・禰寝（ミネ）院・大隅

郡・小川院・曾野郡・筒羽野(ツハガノ)・吉田庄・牛屎(ウシバリ)院・菱刈郡・横河院が大隅国と日向国南部の庄域であつた。「北窓瑣談」に日向国高岡郷に牛糞姓多しと。

国府八幡は諸国の国府に勧請された八幡社をいう。大隅国

一之宮鹿児島神宮はこれに相当する。二之宮は蛭兒神社(隼人町、奈氣木の杜)である。国司赴任の際、神社を巡拝することが着任儀礼になつてゐた。一之宮・二之宮は国司巡拝の順序であり、神階の上下による。京都石清水八幡宮の例にならつて諸国でも勧請した。鹿児島神宮を国府(分)八幡と呼ぶ所以である。

諸国衙の地の鎮守社(守宮)として守公神社または神君神社が勧請されている。大隅国府では国分市府中に守公神社(祓戸神社)がある。守公神社の主神主は調所氏である。調所氏は大隅国守護所の被官であり、守護代であつた本田氏と共に大隅国府附近に居住し、政所、調所の三職を兼官していた。調所恒範の譜中にある弘安十年七月文書に、

定 宮侍守公神結番事

一番 蒲生若宮政所	孫四郎太夫	永里源太
二番 栗野郡司	在河綾太夫	覚定房後家
三番 始良得丸	太郎太夫	諸太郎
四番 始良牧山	島 四郎	諸次郎太夫
五番 始良末次	蒲生南三郎	平四郎馬
六番 蒲生米丸	蒲生覆三郎	大宮司

九番、廻大和入道番役が記録されているこの文書は宮座に関する資料である。宮仲間・宮衆・宮講などと呼ばれ、中世の共同体の中核をなしていた。

古代の氏族による祭祀組織の動搖によつて、新しく成立した特權的祭祀集團である。中世末に小農民の成長と共に宮座の有した封鎖的・特權性は変質した。宮座の構成員は農村では上層名主、都市では富有民であり、通常世襲的であつた。祭礼行事の中心であるとともに、都市の商工業の座、農村の惣の母胎として中世共同体の中核をなした。近世では純粹に地域的な祭祀集團である村ごとの氏子制が主流となつたが、江戸時代でも村の有力百姓による封鎖的宮座が各地にみられた。明治以降衰微したが、祭日には神の分靈を勧請し、神主と頭屋(当屋)を中心にして座人が集まつて祭を行つてゐる。

宮座は村の廻所(会所)で開かれ、座講ともいふ。大体二月、四月、十二月に会合する。十二月は株改め、立会勘定をする。運営は所領・庄園・領家の関係上別個に運営する。本百姓は公事屋株であり、他は部屋株(その他大勢)である。主催者は宿老衆であり、一年神主となり、その家が今年の頭

七番 蒲生内村入道 後藤太夫 源次郎

八番 脇本三郎太夫 源三兵衛尉 棚司

九番 廻大和入道 長法橋跡 毘沙王

十番 小河郡司入道 左近太夫 序免三郎

右任(先例)番役如く件

屋（輪番）である。宮座の構成員の数は厳守されていた。公事屋（本百姓）の廃絶、欠員補充、公事屋株を新しく購入した者、公事屋の屋敷地を購入した者、二株所有になつた公事屋（当屋が二回まわつてくる）などの異動（原則として部屋株より公事屋株になり、身分が上昇する）があつた場合以外は構成員の顔ぶれは変わらない。

公事屋株衆は村のすべての議決権を独占し、部屋株衆は除外されている。無高百姓、高百姓、部屋住い（二・三男）があり、二・三男が独立し、分家（隠居）→部屋株→公事屋株と上昇する。村の諸経費の半分は所有高に関係なく家割り、残り半分は公事屋株衆十、部屋株六の分担が上限である。平均は七・三の割合である。村の徳除米など一部特権者が勝手に処分（一部は祭礼・座講飯料）するので、座外の農民は米の供出だけを強制される。逼塞人には高懸りの他は郷割りを半高懸り（半免）とし、その他の諸懸りを免除するなど救済制度をとつた。いくらかの田畠を所持している場合、絶家していても、他村に出稼に出ていても、石高に対する夫役は庄屋などが代納していた。

門閥を誇る宮座衆に加入するためには、厳重なエツクを受ける。公事屋株の屋敷地を買得する方法、公事屋株だけを買得する方法があつた。株だけの売買の場合、当分旧株主の名前で呼ばれる。株と屋敷・田畠を売つて山林だけを残して

出作（出稼）する場合もあつた。他国よりの入婿は宿老座には加入できない。子供の代になれば選考の対象になる。宮座衆以外は参殿も許可されていない。

中世的な階層の身分区分も、寛政から天保にかけて株制度も大きく動搖した。宮座を中心として村の旧家で占める宮座衆に対して、下層農民の突上げは一段と激化する。徳除米など酒飯料として使用する旧来の特権に対する弾劾、飢饉に見える農民の要求など決定的局面にたたされた。公事屋株衆の内部対立など階層内での分化が対立に拍車をかけた。

高持百姓のなかに僧籍をもつている者もいた。本寺から沙彌として在家の者に与えた僧名である。「堂の分は看坊村持にて候」とある。彼等は零細な田畠を耕して、村の布施で生活していた二・三男であつた。勿論無屋敷人としての隠居の

福山村の諸堂宇の祭日

No.	堂名	小字	祭日
1	觀音堂	浜田	6月18日
2	ノリ	ノリ	ノリ
3	ノリ	ノリ	ノリ
4	ノリ	ノリ	ノリ
5	虚空藏堂	崖田城	6月12日
6	ノリ	敷田	6月14日
7	阿弥陀堂	原田	6月15日
8	愛宕堂	屋	6月24日
9	馬頭堂	神田	6月24日
10	薬師堂	和原	6月18日
11	荒地堂	田	6月13日
12	大建堂	田	6月14日
13	穴不動	田	6月28日
14		田	6月13日
15		田	?
16		田	6月28日
17		田	
18		田	

身分から脱皮し、家持人として分家に成長して行く者もあつたと思われる。尚僧籍の者のはかに神主と巫女がいた。ともに石高が低いのに屋敷をもつてゐること

佳例川村の諸堂宇の祭日

No.	堂宇	小字	祭日
1	地蔵堂	木田?	6月24日
2	"	内門	"
3	"	木野	6月18日
4	"	村	?
5	音堂	鍋田	?
6	"	戸敷	6月16日
7	"	広谷	6月18日
8	"	屋	6月24日
9	"	大宮	"
10	山神堂	野坂	6月8日
11	"		
12	薬師堂		

は、職業柄村人によつて付与されてゐたからであろう。「御子屋敷→巫女→消滅（死亡）→古屋敷」となつてゐる。

結局宮座・公事屋株などの特権（売買・收取の対象）を喪失して、純粹に祭祀行事を運営するという世話役に転落した。村毎に行う豊祭（ホゼ）も村落統制や惣領制（庶子の統制・結合）に直結した祭りであつた。

鎌倉初期までに固定された百姓名（旧名）が次第に細分化され、鎌倉末から南北朝時代にかけて進行した小農民経営が発生する。名主層の分解は隸属農民の解放と自立化を促進した。従来の名主の家父長制の大経営が分解して、下人・所從などの隸属農民が解放され、従来不安定であった小百姓が自立化し、検注帳に登録されるようになつた。

このような自立化の背景には鎌倉中期以降の農業生産力の発展とそれに伴う商工業・貨幣流通の進展があつた。



一遍上人絵伝（京都歡喜光寺藏）

「大隅鹿屋は  
田舎じやけれど  
月に三度の市が  
立つ」「三斎市」

のことである。

鎌倉中期からの農業生産力の発展に伴う村落上層農民の余剰品販売や鉄製品の購入、地頭・莊官層の奢侈品・武器の購入、そして年貢や公事の銭納化の要求によって市が成立していく。社寺の門前、地頭・庄官の屋敷周辺、街道・河川の合流点や港湾など交通上の要地に、粗末な小屋をたてて取引が営まれた。鎌倉末期には「市場在家」とよばれる定住商人も生まれた。

莊園からの上分（年貢・公事）を現物でなく錢に換えて、莊園領主に納入することが要求されはじめた。中央で手にはいる生活必需品や奢侈品が豊富になり、莊園領主はこれらを購入するため粗悪な現物よりも錢貨を要求したものと見られ

る。これによつて一番打撃を受けるのは年貢を代錢で請負つた地頭・莊官層である。

地頭・莊官層は代錢の調達で、借上(高利貸し)や凡下(武士身分に属さない一般庶民)に苦しめられた。幕府は御家人が私領を売却することを禁止したが、その効果はなく、しばしば所領を奪かされた。商品經濟の浸透は御家人層の没落へ拍車をかけた。

庶民の扶けあいとしてすぐに思ひうかべるのは頼母子(たのもし)である。これは銀行など近代的金融制度の發達した今日でも健在である。鎌倉時代にまでさかのばるこの頼母子は高野山文書などにさかんに出てくる。「憑子」とも書く。語源は「田の実」または「頼む」ともいわれる。地方では「もやい」と呼ぶ所もある。

頼母子は講の一種である。講の方が広い概念で、頼母子の方が狭義だとされるが、実際にはさして区別せずに使われている。

講は最勝講、觀音講などといふように宗教との関係、それもはじめは仏教との関係が深い。遠方のお寺などへの参詣の旅費を共同で積みたて、相互に融通しあう制度である。のちには伊勢講(お伊勢七度、熊野へ三度、お多賀さまへは月まわり。俚謡)、富士講なども出てくるから、神道や山嶽信仰などにもひろがつたし、刀講など、入会者が順ぐりに刀を手

に入れるだけでなく、むしろ刀鍛冶の生活保証の方に力点がかかつたものも出てくる。

いずれにしても、講という場合には共同積みたて的な面が強いのに対し、頼母子の方はまとまつた金を必要としている特定の困窮者を救うという感触がある。二十人なら二十人が頼母子講をつくつて月に一両ずつ二十回払うことにする。第一回目の二十両を、さしせまつた金を必要としているものに落させてやれば、扶けあい機能はうまく發揮される。無尽というのもも頼母子と大差ない。鎌倉時代から今日までたいした変化もなく続いているのだから面白い。

頼母子がいちばん發達したのは江戸時代である。庶民生活に現金を必要とする度合が多くなり、冠婚葬祭、商売の元手、百姓の購入する金肥、田畠の質流れを防ぐための資金ぐりなどである。江戸時代になると高利貸しなど専門的金融制度もかなり発達している。

しかし高利の金を借りてあぶないのは今日と同じである。

原則として頼母子は無利息だから、講組織さえしっかりとれば、これほど安心なことはない。ただ厄介なのはさしつまつた金を欲しい者が何人も鉢合わせをした場合である。ともかくそういう面倒を庶民の知恵でのりこえて、頼母子はいまも生きている。

第三節 元寇の衝激波

鎌倉時代の武士の一族的結合を惣領制といふ。この族的結合が幕府の御家人支配の基礎として法制化されたものである。

戦時には庶子を率いて戦場に臨む（一所懸命）、平時には大番役（公事）などを庶子に割り当てたうえで一族を代表して勤仕した。幕府は惣領制などを通じて、所領の安堵あんどを行い、武士団を統率した。しかし庶子が独立し、二次・三次の惣領

### 墨跡（福岡市今津）

### 元寇防塁跡（福岡市今津）

有効な手段であつた惣領制も次第に形骸化していく。

た。南北朝期以降になると各地の中小武士団は地域的に連合して、党（国人一揆）を形成するまでに成長して行つた。鎌倉幕府成立後、重要な役職はすべて東国御家人が独占し、平家の強力な地盤であった九州、すなはち鎮西御家人たちはたえず幕府に冷遇されてきた。

蒙古襲来で博多湾に参集した鎮西御家人・非御家人・凡下の輩まで、一つの迷惑があつた。異国警固・戦鬪に無為無策であつた幕府に対し、鎮西御家人の戦意はきわめて旺盛であつた。無防備にひとしい博多湾周辺、蒙古軍の男女住民の殺戮・拉致・略奪などの残酷行為を目撃して、辺境住人

蒙古の襲来経路

文永の役(1274)

- 元軍の征路
- 弘安の役(1281)
- 東路軍の征路
- 江南軍の征路

## 蒙古襲来経路図

- 184 -

たちが所領を必死に守り、自己・妻子の生命を守り抜こうとした防衛本能からであろう。勇敢な防禦は神国日本の國体護持でもなく、貴族や鎌倉幕府への忠節からではなかつただろう。防衛本能は当然としても御家人制の内包する矛盾の拡大、経済的行きづまりに対する一つの思惑が秘められていた。

その思惑とは敵国降伏後の論功行賞である。恩賞地（所領）を増大することを熱願し、非御家人層は御家人層へ身分保障（上昇）されることを希望した。鎌倉幕府成立後一回も戦功による恩賞という好機に恵まれなかつた鎮西御家人にとつては千載一遇の戦いであつた。しかし、現実には蒙古襲来を撃攘した戦闘であり、寸土の占領地もありえない。恩賞に固執する鎮西御家人の希望・悲願は空しく裏切られた。あとは鎌倉幕府への不信であり、幕府離れであつた。文永十一年（一二七四）の元軍来襲後、執権北条時宗が再度の来襲に備え、

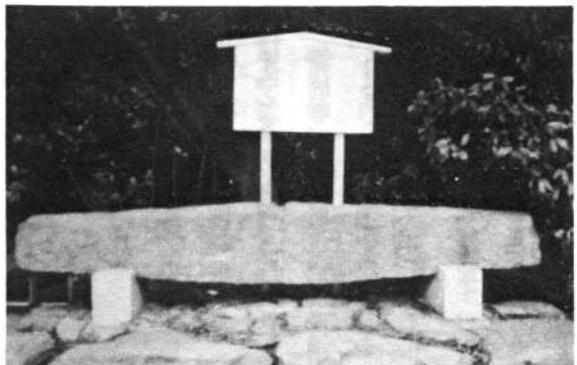
太宰府探題少弐經資をはじめとする鎮西御家人に防壁を築かせた。わずか六箇月間で高さ一・八メートル、幅一・八メートル、幅一・八メートル、西馬・壱岐）の守護職として君臨し、元寇第一級の功労者であ

は柑子岳山麓の大原から、東は筥崎・名島に至る博多湾南岸沿いの20kmに及ぶ一大防壁線の築造であった。

裏切られた御家人たちが本拠を離れて、関東や六波羅（訴訟）に行くことを禁じ、その代替措置として幕府は鎮西探題を新設した。

#### 鎮西探題は永仁元年

（一二九三）設置され、全九州の行政・軍事・裁判を統轄した。ゆえにそれまであつた鎮西談議所（弘安七年（一二八四）開設）は廃止された。鎮西談議所は幕府派遣の奉行と現地有力守護（少弐・経資・父、資能、入道して覚惠、左衛門尉、豊前守・大友頼泰・宇都宮通房・渋谷重郷）とによる合議訴訟機関で、博多に設置されていた。鎮西探題新設後も大友氏が東方奉行、少弐氏が西方奉行として、元寇恩賞の奉行を分担している。



古 碑 (筥崎宮)

ると、自負していた少弐氏が「鎮西引付衆」の地位に落下したことは屈辱そのものであった。御家人衆と新御家人層（元寇恩賞組）との軋轢の中で、幕府の御家人統率力は失われていった。旧来の御家人は自分の統率構成員より、独立（離脱）されることを恐れ、非御家人衆は異国警固番役勤仕を大義名分として幕府に圧力をかけ、御家人という地位を要求した。

敵国降伏の祈禱についても「厳密の執達」を繰りかえしてきた幕府は、その恩賞として神領（興行）安堵に奔走した。大隅国一之宮である正八幡宮（鹿児島神宮）の敵国降伏祈

願の恩賞について、

島津文書に「豊前国

上毛郡勤原村地頭職

事、御寄進状遣之、

可<sub>レ</sub>送<sub>二</sub>進正八幡宮

正也、御願成就、異國

文下<sub>二</sub>八幡宮<sub>一</sub>藏

降伏之由、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>相

宝前<sub>一</sub>之旨、可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>御

觸當宮總官<sub>一</sub>之狀、

水清石依<sub>レ</sub>仰執達如<sub>レ</sub>件、弘

安七年二月廿八日、

駿河守<sub>一</sub>判、相模守<sub>二</sub>

（判）、大宰少弐殿<sub>一</sub>。

また「奉<sub>ニ</sub>寄<sub>ニ</sub>進

正八幡宮御宝前、  
豊前国上毛郡勤

原村、地頭職事

右為<sub>ニ</sub>聖朝安穩、

異國降伏、殊有<sub>ニ</sub>

御祈願<sub>ニ</sub>所<sub>ニ</sub>被<sub>ニ</sub>

寄<sub>ニ</sub>也者、依<sub>ニ</sub>

鎌倉殿仰<sub>ニ</sub>、奉書

如<sub>レ</sub>件、弘安七年

二月廿八日、正

五位下行駿河守

平朝臣業時<sub>一</sub>（判）、

正五位下行相模

守平朝臣時宗<sub>一</sub>（判）

とある。

この文書の上毛郡勤原村は何處を指すものであろうか。「大

日本本地誌大系、上巻」には「勤は勘の誤りにて、「たふはら」

（勘原）とするしたるものか」とある。上毛郡では黒土（くろづち）庄、彌勒寺領、奈利恒（なりつね）庄などがある。

前の弘安七年（一二八四）から六年後の正応三年（一二九

〇）に「肥後国水間庄<sub>一</sub>甥<sub>二</sub>・小保<sub>三</sub>両村」に代替されている。こ



石清水八幡下文、宮侍職（鹿児島神宮蔵）

あろう。東

寺領の庄園

で小保村は

現在、福岡

県大川市に

地名が残つ

ている。「莊

園分布図、



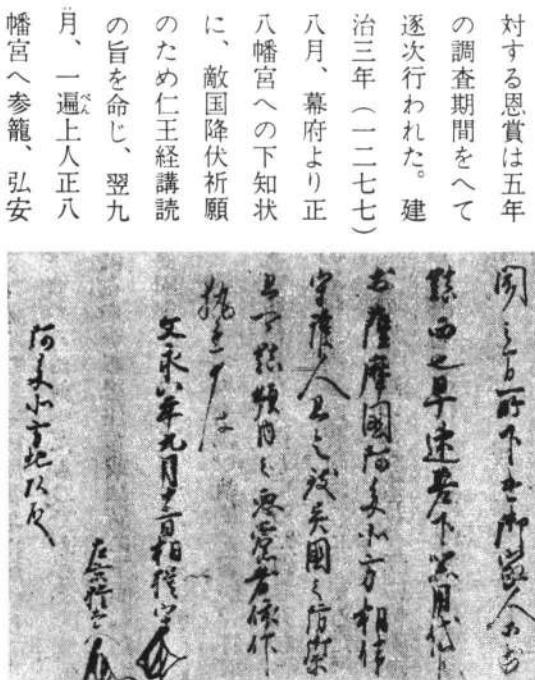
蒙古塚（福岡市志賀島）

下巻」（竹内理三）、「国土行政区画総覧、国土地理協会」に見える。

正八幡宮領寄進が聖朝安穏・異國降伏の目的で、幕府の命で嚴修された。承久三年（一二二一）七月、全国の神社・仏閣の戦乱による荒廃、一方では勸業の実があがらず、租税が滞っている事実について、太宰府から諸国にその旨、遵守するよう通達している。ついで同年八月、北条泰時・義時の正八幡宮（石清水八幡善法寺の坊領、豊前国宇佐彌勒寺喜多院領）別当大法師覺祐以下にあてた下知状がある。武士の社領に対する狼藉を禁圧している。同年九月、さらに正八幡宮社領に対する狼藉を禁制している。建治二年（一二七六）八月に関東御教書・少式殿施行状がある。石築地役の終功を嚴命している。その中で桑西郷、内村三十丁・内山田五十丁・水尻五十五丁・小浜六丁・山之路二十五丁・新講免七十五丁・

中之新講十三丁・油新講十八丁となつてゐる。桑東郷の中に西光寺・木之房名三丁・東郷六丁・松永名十二丁が見えている。鎮西御家人のほか莊園・公領にも、所領一町（約一ヘクタール）につき一尺（約三〇センチ）の割で国別に負担して築かせた。薩摩の御家人が宮崎であるのに対し、大隅の御家人は今津浜で、期間は三箇月間、警固番役に従事した。新田八幡宮は一町に百十四文の割で錢貨を以て代弁されている。弘安十年（一二八七）七月、守護代僧唯道が台明寺領に対して、石築地役を免除するなど、特別の措置がなされた社寺もあつた。弘安四年（一

二八一）の元寇に對する恩賞は五年の調査期間をへて逐次行われた。建治三年（一二七七）八月、幕府より正八幡宮への下知状に、敵國降伏祈願の旨を命じ、翌九



関東御教書（島津忠重所蔵）

四年（一二八一）七月二十七日、元軍博多來襲の報に接し、正八幡宮別當覺弁以下、神前にて祈願中、瑞兆あり、その旨を閏七月一日に備前守源守能をして石清水八幡に上申している。正安三年（一三〇一）十二月には、幕府は正八幡宮に日向國白杵郡田実田村尾藤左衛門尉時綱領を聖朝安穩・異国降伏の祈請料として寄進している。正安三年（一三〇一）八月には、彗星出現について、幕府は卷数を寄進している。これは大隅正八幡宮と薩摩國分寺留守殿にあてた御教書二通がある。激動する臨戦体制下の動きが、よく看取される。警固番役と石築地とはだいたい同一の場所を分担し、一回の期間三箇月ずつ勤仕した。その番役勤仕を認証する文書（覆勘状）が出されているが、約二十年にわたるこれらの賦課は御家人の経済窮乏をきたし、嘉元三年（一三〇五）伊作忠長の警固料所給与の申請に困窮の状態を見ることが出来る。「建治元年、薩摩に下向以来、警固役に従事し、二十年来これを勤仕してきた。しかしその所領伊作莊は領家奈良一条院の進止であり、得分は有名無実であり、仮神人給田をのぞくと、地頭の得分は加徵米（原則的に反別<sup>反</sup>五升<sup>五升</sup>の兵糧米）にとどまり、このままで一族の扶持も十分でなく、奉行に専念することも困難であるので、警固料所をもらいたい」と窮状を幕府に訴えている。

正八幡宮の留守文書に、「正八幡宮覺祐辭」があり、先祖伝

來經官職等についての記録（貞応二年（一二二三）の中で、神川（神湊・神構・真孝）問事が見える。正宮放生会の御旅所が隼人町浜之市にある。小渡ノ津ともいう。小渡ノ津を上・中・下の三つの瀬にわけて、上之瀬を福山宮浦大明神前、中之瀬を桜島前の神瀬、下之瀬を佐多岬の前としている。覚祐辭はいつたん子女に譲り与えたのち、譲与した財物を取り返す悔返（くいかえし）の文書である。経済問題からそのようになつたのであろうか。また正宮別當法印妙清は神前にて蒙古降伏の祈願を催行、神事は講衆の勤行と同時に祈願できないために、經官職、講衆を舍弟祐栄に譲与している。異国降伏の仁王大会は正宮別當寺である彌勒院で勤修し、寺鐘を打ち鳴らし、系列支院各坊の「講衆を引募り」とある。

正嘉元年（一二五七）には国分市清水台明寺の寺鐘が鑄造奉納されている。奉納の大檀那は大隅國守護代藤原朝臣兼頼

## 第二章 室町時代

### 第一節 落日の鎮西探題

反鎌倉幕府勢力が各地で決起し、元弘三年（一二三三）三月、鎮西探題北条（赤橋）英時の館は菊池一族の猛攻を受け

た。菊地武時は大友・少弐氏と英時襲撃の密約を結んでいた。

大友・少弐氏は菊池を裏切って、探題方についた。菊池氏の鎌倉幕府に対する反感と大友・少弐氏の反幕感情（得宗專制に反発しながら、なお守護の地位にあった）とは落差があった。大友・少弐氏は菊池氏より優遇されていた。

菊池氏は太宰權帥藤原隆家、九州土豪・藤原分家、紀氏などの出自といわれ、延久二年（一〇七〇）肥後菊池郡深川に本拠を構えた。代々肥後守を世襲し、承久の変には朝廷方に属し、元弘の変に際し、武時は後醍醐天皇に応じて、鎮西探題英時を博多に攻めて敗死した。

決定的瞬間で裏切った大友・少弐氏に対する菊池氏の憎悪は、南北朝時代を通じ両者の対立感情を惹起した。

鎮西探題襲撃事件より二ヶ月のちの五月七日には六波羅が陥落し、二十二日、北条高時以下一族が鎌倉で滅亡した。少弐貞經は大友・島津氏と連合し、鎮西御家人を招集し、二十五日、北条英時を襲撃、自殺に追い込んだ。

足利直義は建武政権のもとで成良親王を奉じ鎌倉にあって東国の經營に当たった。建武二年（一三三五）、中先代の乱により、幽閉中の護良親王を殺し鎌倉を捨てた。兄尊氏の応援を得て鎌倉を回復し、兄に勧めて新田義貞討伐に名を借り、建武政府に反旗をあげた。建武三年、京都に攻め上り、敗れて九州に西下した。建武新政府の権力闘争に敗れ、海路九州

入りした兄弟は九州在地勢力の支援がもらえるという確信はなかつた。九州在地豪族たちの向背如何が、兄弟の浮沈につながる問題であった。その点で豊臣秀吉の九州入りとは比較されない不安定な状況であつた。

もし多々良浜の合戦で尊氏・直義軍が敗れていたら、平家壇ノ浦滅亡の二の舞であつたろう。

全九州を掌握できる戦闘であつただけに、絶対優勢であった菊池武敏が内部の寝返りによつて敗退した。

九州在地武士団の中央権力者指向の傾向は尊氏方に勝利をもたらし、菊池氏に裏目にでた。

一色範氏（道猷）を九州に残して、足利尊氏は建武三年（一三三六）四月、九州の在地武士団を率いて東上した。

九州在地武士団の（南北朝時代）動向を見ると、少弐・宇都宮・大友・松浦・宗・龍造寺・深堀・畠山・河尻・相良・島津・肝属・禰寢氏は北朝方、五条・阿蘇・菊池・名和氏が南朝方であった。

鎮西管領一色範氏は文和三年（一三五四）まで十八年間在任し、在地武士団の組織化を推進しようとした。少弐・大友・島津氏などの守護は守護分権的要求を突付け、菊池と少弐氏が連合して一色範氏に対抗したり、在地武士団の向背は複雑を極め、範氏の經營は困難の連続で、征西將軍や足利直冬の下向もあつて結局目標の達成は困難であつた。

## 第一節 南北朝の争乱

足利尊氏が持明院統の光明天皇（北朝）を立てて京都に政權を樹立し、南方吉野方に走った後醍醐天皇（南朝）の政權と抗争を開始すると、諸国の武士は南北両朝のいずれかに属して互に争つた。古代武士の原理であつた血縁的な結合が鎌倉時代から次第に崩壊し、戦乱が広範囲に激化してくると武士の一族は分裂し、南北両朝のいずれかに同心して戦つた。

このころ族的結合にかわる地縁的結合はまだ成熟せず、各地域を統合する武士の実力はなかつた。やがて荘園領主や幕府に敵対する悪党が発生し、党類を率いて荘内に乱入して放火や略奪を行ない、田畠押領や苅田狼藉を行なつた。僧兵に系統をひく悪僧や神人、非法を重ねてきた地頭・御家人や在地領主化した雜掌や代官がその主体勢力であつた。農民は自分たちの手で、農村の支配機構をくずそつとし、名主層の分解とともになう隸属農民の解放と自立化、小百姓の小農民経営の成長があつた。下人・所従などの解放、從来不安定であった小百姓が自立化し、検注帳に登録された。これらは鎌倉中期以降の農業生産力の発展と、それに伴う商工業・貨幣流通の進展が社会的背景にあつた。武士と農民と荘園領主である公家・寺社の三階層の間に複雑な利害関係をもたらした。南北

朝は単なる武士たちの対立にとどまらず、大きく社会的な動乱たらしめたことに決定的な原因がある。一族間の内訌より端を発して、自分の立場を有利にするために反対側の体制と結合するという状態で、長期化し、複雑化し、激化の一途をたどつていつた。南北朝の動乱は南朝方の不振にもかかわらず、足利政権も容易に安定せず、半世紀にわたる動乱がつづいた。そして南北朝の動乱期における武士たちは、南北両朝のいずれが正統であるかといった問題からではなしに、多くはかれら自身の所領の確保や拡大に専念し、自己の去就を決しようとした。宮方といい・將軍（鎮西管領）方といい・佐殿（直冬）方と三分し争乱がつづく。

元弘三年（一三三三）二月、赤坂城陥落のすこし前、大塔宮護良親王は薩摩の牛屎郡司道覺に令旨（皇太子の命を伝える文書）を下して、軍勢を徴している。同年五月に鎌倉幕府滅亡の報いたるや、鎌倉幕府最後の鎮西探題である北条英時討伐の兵が博多に向つて発進した。高師直のもとに大隅から重久篤兼が着到している。島津五代（忠久・忠時・久經・忠宗・貞久）の經營後、突然の混迷と泥沼におちこんでいつた。

当時の三州における形勢を大別すれば、つきの通りである。

薩 摩 地 名	守 護 南 朝	北 朝
出 水	阿蘇領和泉	
島津頼久	島津貞久 酒匂久景	島津守久

於ける敵味方の交名を録して注進している。それによつて足利尊氏の御教書を讀うてゐる。大隅將軍方交名注文と大隅直冬方交名注文を掲げる。

※ 大隅国佐殿御方凶徒等交名注文

税所介一族 加治木彦次郎一族

神寢郡司一族

小河郡言一旗

小沢十良一郎

卷之二

清江子集

爾功于執事焉

彌勒寺執當房道慶

同舎弟十郎三郎

正八幡宮神官所司分

杉五郎

東郷藤左衛門入道

同荒瀬九郎

吉田左近藏人清忠但清忠  
御方云々

右注進如件

前記の交名注進に對して、足利尊氏の御教書が出されてい  
る。但し島津氏久公御譜中と少々異同がある。

坊門殿 奉行 梶原左近太夫

注進状披見了、忠節之至、尤以神妙、中國并鎮西討手事、  
所有其沙汰也、彌可抽戰功之狀如件

文和二三四五年一月六日

島津上総入道殿

御判

足利尊氏の御教書案である。幕府の執権・連署が、主人や  
將軍の命を奉じて出した私的性質のものであつたが、鎌倉時  
代にはいると、從来の摂関家の發給したものより、將軍家の  
ものが權威をもち、六波羅探題・鎮西探題が、みずから差出

人として、下達文書の形をとつた。九州の場合は、足利直義  
の分身ともいべき直冬が下向してきたので、直冬發給の文  
書が多くみられる。「兩殿（尊氏・直義）の御意を息め奉らん  
為、打立つ所也。急速に馳參し忠節を致すべきの状件のごと  
し」の表現による軍勢催促状である。その催促状に見合う感  
状の發給、所領の安堵、恩賞の宛行状などの文書も勿論發給

されている。これ

らの文書が直冬の  
勢力拡大の実績と  
みることができる。

直冬は將軍足利尊  
氏の權限に屬する  
守護職補任状をも  
發給している。そ

れが守護安堵状の  
形式をとつていて  
にせよ注目に価す  
る。これは同時に

鎮西管領一色範氏  
の發給感状をはる  
かにこえている。

なお直冬發給の裏書安堵状は安堵申請書から申請書（申状）  
と証拠書類（具書）が提出されると、直冬の方では申請され  
た所領の「當知行之有無」と「支障あるものの有無」とを調  
査して、起請文をとつて「裏書安堵御下文」の下附を決定し  
ていた。薩摩大隅凶徒注文案の奉行松田八郎左衛門、文和三  
年七月三日の文書に、御教書を召成さる凶徒等注文（彼等



寺家政所下文（鹿児島神宮蔵）

とあり)、大隅国の分として「爾寝郡司・姫木郡司・小河郡司・税所介・修理所弥太郎・吉田左近藏人・蒲生彦次郎・羽坂弥五郎」が見える。

島津忠久、文治二年（一一八六）薩・隅・日三州の總地頭職補任以後、正八幡は難渋の道を辿る。文治二年十二月、「早く下知の旨に任せ、武士の狼藉を停止し、仏事・神事を宗と為すべし、当寺御領庄園のこと」の御教書（北条時政御判）にはじまる。文治三年（一一八七）頼朝下文により領家使追放を獲得（爾寝文書）、同五年（一一八九）、本家石清水の下文により地頭職重信等の改替に成功している。建久八年（一一九七）頼朝下文をもって所領安堵（桑幡文書）、建久年間伊集院野田・大田・寺脇の三箇地が島津寄郡として正八幡と係争、建仁二年、島津忠時（二代）台明寺を造立（台明寺文書）、同三年、正八幡宮政所下文をもって貫首酒井道吉をして溝辺村下散在田の領掌を認め、為宗の非論を停止し、元久元年（一二〇四）地頭掃部頭寂忍の地頭職を停止、建保二年（一二一四）正八幡宮政所解（爾寝文書）がある。同三年彌勒寺庄々の租不納についての御教書同年彌勒寺・正八幡社領の狼藉を禁止、元仁元年（一二三二四）石清水八幡安堵下文が正八幡に発給され、文暦元年（一二三四四）霧島山の噴火、宝治六年（一二五二）（桑幡文書）または建長五年（一二五三）に正宮灰尽に帰す（大日本史）。石清水八幡に奉幣使派遣、正嘉元年（一一

二五七）台明寺鐘を改鑄（台明寺文書）、文永元年（一二六四）異国降伏祈願、同七年（一二七〇）北条時頼、神宮寺淨土院を起工、建治三年（一二七七）一遍上人參籠、神宮寺淨土院が竣工し、法印覺弁を補座す。藤原義祐を正宮政所職と帖佐餅田村預所職に補任、弘安四年（一二八一）、敵国降伏の祈願、經官・大法師弁祐以下講衆六十人、同七年（一二八四）北条時宗等、豊前國上毛郡勘原村地頭職を奉寄、同十年（一二八七）枚聞社と新田八幡との間に、薩摩一之宮をめぐつての相論、守護代僧唯道の台明寺領に対して石築地料免稅。正応三年（一二九〇）北条業時等、筑後国三瀬庄を寄進、同六年（一二九三）鎮西諸国の守護、管内一之宮に敵国降伏を祈願、激動する内外の情勢とともに苦難の道がつづいた。永仁六年（一二九八）幕府は諸国の大社以下の修造下文を発している。この前後しきりに京都大番役・異国警固役の覆勘状（下司から上司に申請があつた際、上司が折返し申請事實を確認する文書）が発給されている。弘安二年（一二七九）十一月の彌勒寺政所符（上級官司から直属被官へ命令する文書）によれば、藤原信祐が正八幡宮政所職に補任され、同寺公文所下文によれば信祐を餅田村預所職を兼帶させている。公文所は国衙の公文書を処理する役所である。弘安三年（一二八〇）八月には政所職と預所職を觀音丸に譲与している。建治三年藤原義祐補任よりあとめまぐるしく譲与されている。弘安五年（一二

二八二) 正八幡宮使尊長の安堵状が栗野殿宛發せられ、正八幡宮神領薩摩郡万得内河原田の枝名は女子の分菌であるが、実父の譲与分として安堵はするが、万難公事（庄園における田租を年貢・所當と称するのに対し、夫役を含む他の雜税を公事といい、所定の定公事以外をいう）は本名の沙汰であるとしている。弘安七年（一二八四）北条時宗が豊前国勘原村地頭職を正八幡に奉寄進している。弘安十年（一二八七）国分守公神社の「宮侍結番次第」があり、同じく守公神社神役注文書もある。同年、守護代唯道の施行状によると博多石築地役を免除する旨、台明寺衆徒に発給している。台明寺では去る治承四年（一一八〇）正八幡宮行賢の寄進による大念仏僧供料田等の免除方を上申している。その文中に「寺僧退散し、鹿や狐狸のすむ所となつていた寺を、行賢の寄進により、僧徒踵をつぎ、門前市をなす」とある。正応元年（一二八八）島津庄官等が正八幡宮造営役の免除方を申請している。正応六年（一二九三）北



正宮八幡執印僧行賢解状（鹿児島神宮蔵）

条宣時・貞時は島津庄の訴申に反撃するための正八幡の神輿入洛を制止している。正応二年（一二八九）守護代唯道の守護狩雇狩人注文によれば、御家人分雇狩人の中に、税所介百人・総検校五十人、河俣大掾五十人・同藤三郎三十人・東郷郡司四十人・姫木弥四郎二十人・修理所四十人・小河郡司五十人・木房大掾四十人・田所小太夫五十人などが見える。

正応六年二月の正八幡宮の神輿動座の愁訴に対し、同年四月に北条宣時・貞時の御教書が発給されている。「動座の愁訴は披露おわんぬ。島津本庄の課役については、すみやかに仰下さるべき由、重ねて奏聞を経て上申するので、その旨承知あるべし、仰により執達件の如し」と述べている。同月に新田八幡宮に対し、守護島津忠宗が幕命により異国降伏祈願のため、剣と馬とを献納している。これについて幕府は諸国一之宮に進納するよう下命しているが、「薩摩一之宮をめぐつて相論中の新田宮と開聞社について決着がついたのではないが、最近の慣行によって進納するので、その旨承知する」と執達している。永仁五年（一二九七）左兵衛尉惟宗友時をして、日向国馬関田の預所職に補任している。正安二年（一二九九）幕府の命により祈願、翌三年金沢実政より日向国田実田村を正八幡に寄進、鎮西探題金沢実政より正八幡宮別当備前守あて卷数執進があり、同四年（一三〇二）法眼尚祐より奉書をもつて正八幡執印法橋に対し、正八幡宮領の総検断

を預所に付属する旨申してい。嘉元二年（一二〇四）紀景氏（留守）が子息四郎に伊集院桑波田山野を譲与している。同年石清水より正八幡公文所評定衆の社領検断職も安堵している。検断権は謀反・殺害・夜討・強盗・山賊・海賊の検察・斷罪のことを指す。この検断権は永年にわたり正八幡に附庸していたことが宮内秋丸文書によつて痕跡が辿られる。文政元年（一八一八）戊寅十二月、正宮御修甫遷宮祓留、正宮祝子太夫秋丸源之丞の宮内與頭、最勝寺・沢・桑幡宛の上申

書にうかがえる。

徳治三年（一三〇

八）法眼某の正八

神宮（鹿児島）

幡田所法橋永賢あ

ての御教書によれ

ば、八幡宮新講免

の庄園年貢の事に

ついて、請文の通

り進済することを

命じて。法橋

永賢は後醍醐天皇

より官軍に加わり、

軍忠をたてた功に

より綸旨を下され

ている。延慶二年（一二〇九）北条宣時・師時の御教書で「島津本庄役の造正八幡宮課役の対押（莊園領主や国司の年貢・公事の徵集命令を拒否すること）が前後三年つづいていることは、全く根拠の無いことであるので、すみやかに沙汰するよう」命じて。応長元年（一二一一）の国分寺文書には土与寿冠者なる者が白拍子を溺愛、国分寺尼寺の寺田年貢を私用し、白拍子と駆け落ちし、その後守護代平内兵衛入道に起請文を提出したので、処分を保留していたところ、また白拍子を探し出すといって、再度逐電した。乱行の廉で沙彌道本が義絶書を出している。今も昔も変らぬ公金横領とピックスキヤンダルである。一一三一年、正八幡かつて執印僧行賢の寄進したことのある台明寺衆集院に入阿彌の寄進状（応長元年）がある。母の忌日田として料田五段を寄進している。正和元年（一二一二）大隅守北条時直が守護代に対して、台明寺雜掌の訴申どおり、得六郎兵衛尉惟時の台明寺領止上村での追捕狼藉を停止している。正和二年（一二一三）には大介兼税所藤原敦胤が台明寺山王社に曾野郡用松名内の萩峯五段の田地を寄進している。この田地は和与の地であるが、敦胤が相伝し、年来の知行地である旨の注がある。同年僧増遷（あじゆき）は先師阿闍梨永覺より譲与された上小河五段を臨終が近いので、先師永覺の忌日追善の僧膳料米として寄進している。永和三年の沙彌某書下によると「伊集院寺脇内円福寺阿弥陀堂

免蘭の苧桑代・地利物の検断・加徵米等免除云々』とある。

戦国時代の農業書「清良記」によれば、「早稻12種・中稻24種・晚稻24種」とある。米麦の三毛作、麻、苧は東国地方で栽培され、越後の苧商人は青苧座を組織していた。草棉は三河地方、藍は西国地方、茜・紫・紅花は東国地方、荏胡麻は瀬戸内海沿岸で栽培された。建久図田帳の島津庄と正八幡宮との相論も完全に決着がついている。正和五年（一一六）幕府は正八幡宮の修理を下命している。正和六年（一一七）の比志島文書に、沙彌了恵の正八幡宮造営役についての請文がある。文保元年（一一七）に、台明寺衆徒の訴状により大隅国目代盛範の国衙公人數人を刃傷したことについて、加治木郡司入道覺誉が注進しているが、台明寺領である止上村百姓宅に追捕したり、栄範坊内に侵入、児童に恥辱を与えたことについて参決させることを大隅守護代安東景綱が請文で上申している。正和元年の台明寺文書にある、大隅目代の狼藉について、雜掌の重訴を幕府で裁決するため動き出していることが阿曾隨時（鎮西探題）奉行の目代宛の御教書にみられる。元応二年（一二二〇）の大隅守重氏の挙状（下位の者の上申文書を仲介する時に出す文書）によると、正月二十八日夜、台明寺衆徒等が国衙公人等に夜討ちをかけ、種々狼藉したことについて、訴訟当事者相互の譲歩によって訴訟終結している。

康永のころ、正八幡宮と新正八幡との相論が本所の斡旋で和与している。双方の代表者は留守康俊と大隅前司忠貞である。貞和五年（一二四九）正八幡宮火災。正平十三年（一二七〇）島津氏久より姫木彌四郎宛安堵状が出され、觀応三年（一二五二）、延文年間島津氏久からの兵糧料所の下文がある。元亨三年（一二二三）散位紀時秀の寄進状がある。台明寺あてに三郎丸忌日料田として、祖父智松寄進時あとに取残されていた北丸五段がさらに奉寄されている。同年入阿の田地壳渡状が坂上普賢御前にて、正八幡宮法樂経講田横手田八段が故彌勒寺執当御房慶印の置文（譲状）や丹後法橋御房の素志にもとづいて、万徳寺に給わったので、普賢御前に壳渡している。同年七月十一日付守護狩の加治木郷の歩兵狩人について、郡司二十人、上木田大掾十人、下木田掾十人を二十五日払暁に狩集め、三日間の用意をしてくるよう差符がある。同年十一月、台明寺書生学頭忠禪と正八幡宮政所権律師恵弁との間に田地交換の相博状がある。正八幡宮領大隅曾野郡重留名田と台明寺領用松名田とを相博している。田積は各々二段である。元亨四年正月の曾野郡、守護狩夫支配状に、税所介二十一人、惣檢校十人、曾郡司五人、河俣大掾十人、重久郷郡司十人、羽坂藤七太夫十人、切手又次良十人、姫木弥四郎五人、木房大掾十人、禰寢郡司二十人、佐多彌四郎十人、

同九郎五人、伊佐敷大掾七人、田代七郎入道十人、小河郡司十五人、栗野郡司十五人、修理所十人、加治木郡司二十人、上木田大掾十人、下木田三郎十人、牧山大掾七人、田所小太夫十人、弟子丸五人、国修行五人あて、狩夫差立てを指示している。正中三年（一三二六）止上社神田である重富名と宮富名三町一段余を紀時秀・入阿の連署で大王丸に譲渡する。正中三年に正八幡宮雜掌尚円の申請にもとづいて、北条英時の鎮西御教書が守護代あてに発給され、兼意・永寿・慶喜・慶円・能兼・兼幸・永誉・覚増・覚栄・増範・貞兼を神王面・御鉢破損と殺害・放火の罪で流刑を命じ、日向国地頭御家人に社頭警固を催促し、警固役着到状を上覽に供するよう命じている。寛元四年（一二四六）八月、新田八幡宮神王面破損事件がある。中世社寺領では定使・収納使が領民に臨む場合、神木・神王面を捧持して巡幸した。承久の頃、大隅正八幡宮帖佐郷でも御家人の神王面奪取事件があつた。同三年、正八幡宮御供所本司職の安堵状が道澄から百增にあて発給され、安堵料五貫文の請取料も交附されている。元亨四年（一三二四）島津庄薩摩方伊作庄同じく日置北郷領家雜掌憲俊地頭伊作宗久代道慶連署和与状（下地中分）に、宇佐宮、同彌勒寺並正八幡宮造役の所役を両方で折半する旨の条文がある。嘉曆元年（一三二六）大隅守護所書下によれば、中津河神田を本主田所に沙汰する旨、沙彌書判で発給されている。

嘉曆三年の某御教書に去年の正八幡宮検断料物についての田所検校あての文書が見える。嘉曆四年（一三二九）の（沢文書）に、道澄・円与・連署の用途請取状があり、関東雜掌合力用途分として三百文が御供所百増あて発給交附されている。道澄は桑幡道延（康永二年留守文書）の系譜につながる人物ではないかと思う。嘉曆二年十二月、国分金剛寺鐘銘がみえる。元弘三年（一三三三）鎌倉幕府最後の鎮西探題が少弐貞経・大友貞宗らの攻囲を受け、自刃している。同年島津貞久、日向国守護職となり、翌建武元年大隅国守護職に補任される。建武五年（一三三八）足利幕府より島津頼久、桑東郷・桑西郷を拝領している。建武年間、大隅の肝付氏・加治木氏・税所氏・姫木氏はともに島津氏に敵対している。暦応元年（一三三八）正八幡宮放生会の御教書に、梅靈山無量寿院正国寺（本所南都律宗西大寺）が正八幡三か寺の一として、内山田村にあり、戒壇所でもあつた。建保六年（一二一八）、石清水八幡宮領管崎宮留守行遍・同子息左近將監光助らが、太宰府大山寺の寄人で神人通事（通訳）である張光安を殺害する事件があつた。理由は明白ではないが貿易の利権争いであつたようである。行遍は石清水權別当（検校）宗清法印の代官であり、大山寺の本寺は比叡山延暦寺である。この年に通事船頭綱首（海運業）秀安と肥前神崎莊莊官（留守）らが太宰府使や管崎宮雜掌を凌駕する事件があつた。全国最大規模の大

寺である延暦寺と大社である石清水八幡宮の争いに発展した。

張氏は比叡山末寺大山寺の神人であり、寄人（身柄を所在の莊園領主以外の領主に属した農民）関係をもち、福崎莊に関与していたものらしい。帖佐平山氏系譜によると、康永年中（一三四二—四五）本所石清水八幡の斡旋で、帖佐新正八幡と正宮との争論（留守康俊と大隅前司忠貞）は一旦和睦が出来たが、康安元年（一三六一）くすぶりつけた確執が再燃、本所が再斡旋に乗り出し、御教書の発給をみている。重契状連署は紀武衡・紀武貞・紀武久・紀武頼、僧能性・僧雄清・僧教清・僧照清で、正八幡宮社司で沙彌能性との間に締結されている。正平四年（一三四九）正八幡炎上の記録がある。建武中興挫折とともに南北朝時代六十年間の内乱・土地争奪戦を展開するため、参考までに絵図を掲げる。



大永六年（1526）（薩藩沿革地図）



天文十二年（1543）

・戦国時代を通じていわゆる豪族の戦闘がくり返された。守護は各国の警備検察と武士の統率を任としたが、



天文四年（1535）

戦乱における軍事的目的から、国内の武士に対する強力な支配権を与えたことから、守護はこの権限を巧みに利用して、全国的傾向になりつつあつた武士・農民の莊園制の破壊と、かれらの地縁的結合によって、各国での地域的封建制を形成



十九年（1550）

天民をも莊園領主の意志に反して、戰争に徵發し、結局かれらを自

していった。国内内の地頭を自分利・寺山・西川・豊州家・相州家（宮之城家・佐土原家）・大島・義岡・伊作家（津野・恒吉・西）・桂・迫水・喜入の諸氏に分派し（かつこ内は各分家である）、守護を中心として対立・内訌があつた。

分の封建的家臣団の中に加えていった。守護や地頭の莊園侵略の手段としては下地中分のほか半濟があつた。守護請も莊園領主から莊園支配の全権を委任され、代償として一定額の年貢納入を請負う制度も次第に年貢の意納、莊園の奪取の過程をたどつてゆく。中央から派遣された地方行政官的性格がうすれ、一国を領有する大名のように成長していった。これを見守護大名とよび、幕府の有力な武将が補任され、その戦功によつては数カ国の守護職を与えられる者もあつた。半濟とは寺社本所領の年貢の半分を兵糧用として武士に給与する法である。

島津氏は越前島津（知覽・指宿）・中沼・阿曾谷・山田・給黎・町田（阿多・石谷）・伊集院（日置・麦生田・大重・黒葛原・今給黎・土橋・飛松・四本・入佐・太田・南郷・松下・丸田・伊鹿倉）・和泉・佐多・新納（大崎）・樺山・北郷（神

肝付・洪谷・禰寝の三氏をあげることができる。肝付氏をみると、伴兼行の曾孫が、肝付兼俊・萩原兼任・安楽俊貞・和泉行俊・梅北兼高と名乗り、島津の庄々官であつたという。肝付氏から救仁郷（または北原）・検見崎・岸良・野崎・河南・三俣・鹿屋・山下・川北氏が分れ、南北朝初期においては肝付兼重が南朝方の勇将として守護家を務め、兼興・兼続父子・兼演らは戦国時代活躍に動いた。

相模国高座郡洪谷莊司平重国は畠山莊司重能、下河辺莊司行平とともに平安時代末期から現われ、多くは開発領主に系譜をひく莊官である。莊官＝開發領主が源頼朝の鎌倉幕府設立に際して、その基盤として地頭御家人化していった。この平重国の子光重は、宝治二年（一二四八）千葉常胤の後任地頭として次子以下を薩摩国に移住させた。

千葉常胤は石橋山の合戦で敗れ、安房に逃れてきた源頼朝を受入れ、頼朝に東国居住と関東経営を説いて協力した。のち軍功により下総守護に任せられ、東国御家人の重鎮であつ

た。この支流に相馬・武石・大須賀・国分・東などがあり、福山の武石家はこれにある。

千葉常胤の祖父は常兼といい、父は下総権介平常重である。常重は下総国相馬郡布施郷を伊勢内宮（相馬御厨）に寄進した。常重は内宮の権禰宜（定員外）荒木田延明を口入神主として、預所には口入人である源支定を、下司職は自分の子孫が相伝するとしている。田畠からの収穫物や鮭などを供祭料として貢進した。「国役不輸之地」である。

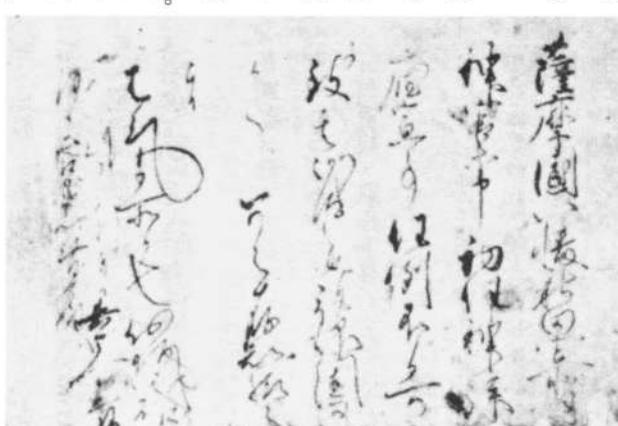
保延元年（一一二五）常胤が相伝、翌年七月に、国司藤原親通は御厨内にある公田の官物未進を理由に常重を召しこめ、准白布七百反余を納めさせ、序目代（紀季経）をして親通に相馬郷を弁進するという内容の新券を作らしめ、常重・常胤父子に署判させ、この御厨を私領化している。一方、常重の従兄弟・常澄も領有権を主張し、源義朝も常澄の領有権を口実として介入し、天養二年（一一四五）に「御威を募らんがため」永代に限つて伊勢外宮に寄進した。常胤と義朝二人によつて、一つの土地である相馬郡が二重寄進されている。義朝は平治の乱で政界から失脚したため相馬御厨は国司源有道に没収された。前国司藤原親通の子親成から譲与されたとして佐竹義宗も領有権を主張し、永暦二年（一一六一）常澄と常胤の悪逆を停止するという理由で、伊勢神宮に寄進している。豪族的の領主層の代表者である千葉常胤でさえ、その私領經營には

国司や他の領主層の圧迫が強く影響したことがわかる。大隅禰寝文書の武安名係争事件も同じ例であろう。

相馬御厨の常胤領有権は一旦否定されたが、治承四年（一一八〇）十一月、挙兵した源頼朝によつて佐竹氏は討伐され、常胤は領有権を回復したらしい。

源義朝は大和源氏系、廻家は攝津源氏系、佐竹・武田家は河内源氏系である。敷根氏は大和源氏系であり、勝敗が固定すると全国津々浦々まで源姓一色に塗りかえられていく。

東郷（または車内）実重・祁答院重保・鶴田重諸・入来院定心・高城重貞がこれである。関東出身の御家人としては、島津・二階堂・名越・伊東氏らと同格である。東郷氏から宍野・白浜、入来院氏から寺尾・岡本・下村・中村・村尾・副田の諸氏が分立した。元軍來襲には博多に出陣し、島津氏に対抗して北朝に、時に



後醍醐天皇綸旨（新田神社蔵）

は南朝に属したが、おおむね足利方に属し、武名を幕府に知られていた。ことに渋谷重頼は今川貞世と提携して肥後まで出陣し、島津氏久の地位を危うからしめた。永禄十二年（一五六九）入来重嗣が島津義久に降伏した。禰寢氏をみると、

建部氏といい、禰寢郡司で地頭職に補任され、根占地方を中心へ強固な地盤を形成していた。南北朝時代・清成・清有・久清らが活躍、禰寢（宮原・河窪・西本・在留・野間・丸嶺・今村・嶺崎・七目木・角・池端・山本・北・竹崎・野久尾・堀之内）・佐多に分れ、禰寢清平の去就は薩隅の形勢を一変させるほどの勢力をもち、戦国時代の南隅の雄であった。禰寢重張は肝付氏と連合して島津に対抗したが、元亀三年（一五七二）島津義久に降伏した。南北朝時代の三州を概観すれば次のとおりである。

年 代	南 朝		北 朝		（延元二年）
	（延元四年）	（興国元年）	（延元四年）	（興国元年）	
一三三五 (建武二年)	肝付兼重・伊東祐広 ら応ず。				一三三七 （延元二年）
一三三六 (延元元年)	宇治惟時薩摩国守に 任せられる。	畠山直顕日向着。			三条泰季指宿にはい る。禰寢清成・河上 家久・揖宿忠篤・伊 集院忠国・谷山隆信 ・鮫島蓮道・市来時 家・矢上高澄・知覽 院忠世・肝付兼重応 ず。
一三四一 (興国三年)		懷良親王、谷山に入 る。谷山・揖宿・頴 娃・知覽・鮫島・矢 上・伊集院氏薩摩に 勢力を振るう。	島津貞久・禰寢清種ら 市来・伊集院・矢上氏 を攻む。	島津貞久・肝付氏を庄 す。	川上頼久・市来時家を 攻む。
一三四七 (正平二年)	平金太郎・山田忠能・ 執印友雄・宮里郡司・ 一	懷良親王、肥後に去 る。谷山勢、貞久の 貞久、谷山を襲う。			調所敦恒・島津貞久ら 応ず。

東福寺城を討つ

(文中二年)

江峰城に攻む。

九

九州探題として着任。

一三五〇

(正平五年)

この年大宰府をおとし

いれる。

一三五一

(正平六年)

氏久、南朝に応ず。

了俊、薩隅の諸士の歎

より肝付兼重と結び  
大隅を侵さんとす。

三らを招いてこれに

対応。

伊集院忠国郡山をお  
としいれる。

一三七五

氏久、南朝に応ず。

今川氏、菊地氏を圧す。

島津良久・伊作・渋  
谷氏南朝にくだる。

一三八二

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

島津良久・伊作・渋  
谷氏南朝にくだる。

一三八五

相良前頼・島津氏・  
禰寢清平ら今川氏武

将の経路を防ぐ。

島津良久・伊作・渋  
谷氏南朝にくだる。

一三八六

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

島津良久・伊作・渋  
谷氏南朝にくだる。

一三八七

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

島津良久・伊作・渋  
谷氏南朝にくだる。

一三八八

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

島津良久・伊作・渋  
谷氏南朝にくだる。

一三八九

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

島津良久・伊作・渋  
谷氏南朝にくだる。

一三九〇

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

島津良久・伊作・渋  
谷氏南朝にくだる。

一三九一

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

島津良久・伊作・渋  
谷氏南朝にくだる。

一三九二

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

島津良久・伊作・渋  
谷氏南朝にくだる。

一三九三

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

島津良久・伊作・渋  
谷氏南朝にくだる。

一三九四

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

島津良久・伊作・渋  
谷氏南朝にくだる。

一三九五

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

島津良久・伊作・渋  
谷氏南朝にくだる。

一三九六

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

島津良久・伊作・渋  
谷氏南朝にくだる。

一三九七

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

島津良久・伊作・渋  
谷氏南朝にくだる。

一三九八

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

島津良久・伊作・渋  
谷氏南朝にくだる。

一三九九

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

貞久死、氏久（大隅）、  
師久（薩摩）守護職。

一三六〇

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

貞久死、氏久（大隅）、  
師久（薩摩）守護職。

一三六一

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

貞久死、氏久（大隅）、  
師久（薩摩）守護職。

一三六二

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

貞久死、氏久（大隅）、  
師久（薩摩）守護職。

一三六三

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

貞久死、氏久（大隅）、  
師久（薩摩）守護職。

一三六四

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

貞久死、氏久（大隅）、  
師久（薩摩）守護職。

一三六五

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

貞久死、氏久（大隅）、  
師久（薩摩）守護職。

一三六六

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

貞久死、氏久（大隅）、  
師久（薩摩）守護職。

一三六七

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

貞久死、氏久（大隅）、  
師久（薩摩）守護職。

一三六八

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

貞久死、氏久（大隅）、  
師久（薩摩）守護職。

一三六九

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

貞久死、氏久（大隅）、  
師久（薩摩）守護職。

一三七〇

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

貞久死、氏久（大隅）、  
師久（薩摩）守護職。

一三七一

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

貞久死、氏久（大隅）、  
師久（薩摩）守護職。

一三七二

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

貞久死、氏久（大隅）、  
師久（薩摩）守護職。

一三七三

了俊もつばら渋谷氏を

心を求む。

有力守護の催促とは別に、自己本位の行動に終始し、出陣すれば着到状を出し、軍忠状を出して證判を得、感状をもつて恩賞を約束させている。武士を誘引するための官途吹捧・安堵・恩賞給与・兵糧所給付・半濟などが行われた。

室町幕府は権威を背景に在地武士団を組織し、味方につけようとしたが、少弐・大友・島津氏などの守護は一色範氏の指揮下に属することを潔しとせず、逆に守護分権的要求の拡大を意図していた。

凡将一色範氏は鎮西管領として十八年間任した。その間

蒙古人可繕未有者其

開主の所下さ内家人

縣西之早速若下黙用付

お慶應國船支小方相付

字彦久人よしだ夫國も防察

もて餘強内も零落方候付

猪毛ノノ

文永九年月々首相付

左近

弓木小吉

鎌倉幕府下知状（島津忠重所蔵）

九回も辞任願いを幕府に愁訴している。

征西將軍や足利直冬の下向もあって、九州は三つの勢力に分かれられた時代もあった。

正平六年（一三五一）当時南朝に属していた尊氏の子義詮は同じ南朝方の島津貞久のために、その子師久を檢非違使に推举、守護貞久も正平九年（一三五四）氏久を宮内大輔に、佐多忠光を修理亮に、下野彦三郎泰久を左衛門尉に、同忠継を中務允に、伊作親忠を掃部助に、同忠助を大炊助に推举している。

鎌倉時代以来の苦

る。

正平六年北朝方の畠山直顯が日向の国にあって有力となり、肝付兼重没後の大隅にあって、南朝の中心人物榎井頼仲の志

節を乗り越え、征西將軍懷良親王を奉じて、菊水の旗を太宰府に掲げた菊池氏は全九州を制圧した。その主導権も正平十六年（一三六一）から文中元年（一三七二）までの十二年間であった。九州での劣勢挽回のため派遣された九州探題今川了俊、菊池武光の戦死によって、その主導権は今川了俊に奪回された。永和元年（一三七五）、今川了俊は征西將軍を奉じる菊池氏を肥後国菊池郡水島に誅伐した。この誅伐戦に今川了俊は九州の三大守護である少弐冬資・大友親世・島津氏久の応援を要請した。了俊は島津氏久に態度決定を済る少弐冬資に参陣を催促させた。遅参した冬資は了俊の弟である今川仲秋によつて謀殺された。無理に催促した氏久は面目を失墜し、兵をまとめて帰国した。了俊は応永二年（一三九五）、九州探題を解任され上洛した。了俊は武将としても歌人としても有名である。

布志城を攻略し、島津貞久に大きな脅威となつた。尊氏と対立していた直冬は太宰府にあつたが、同党的畠山氏と、薩隅を手に入れる好機として、南朝方入来院の渋谷重勝に地頭職を安堵している。本領安堵は安堵者が有力者である限り、本領の所有権の最も強力な保証である。南朝方も多くこの手段を用いているが、半数は空手形であつた。

島津氏が南朝に帰順し、相良・禰寝氏らもこれに応じ、足利方は三州の地で窮地に陥つた。九州探題今川了俊（貞世）は至徳三年（一三八六）渋谷重勝をひとりたよりにして、その一族重信に伊集院久氏の旧領の三分の一を恩賞として給付した。一三五一年尊氏派（南朝）と直義派（北朝）とは、薩隅諸士に対し恩賞の乱発をしている。恩賞物は自己所有のもの、没収したもの、いわゆる支配権を握っているものなどで、所領の主体は地頭職であり、その地頭職も分割されている。

（久重市分の墓）  
南北朝の墓  
半分ずつ預けてい  
る。地頭職の任免  
地頭職・領家職を

今川了俊はこの伊集院久氏の旧領地について、明徳二年（一三九一）

は一応肯定できるが、領家得分の進止は権限外のものである。恩賞源の枯渇は莊園領主の利権が恩賞源として侵害された。領家得分の年貢の半分が便法として武士に与えられた。久氏が領家得分の領家米の半分をえていたのかもしれないし、近衛家に運上される分が武士によって横領されていたかもしれない。室町・戦国時代に近衛家から島津家に對して、たびたび年貢についての合力を要請されている。

一三九一年十月、今川了俊は重勝の知行地の国衙・領家米を兵糧所として、与えている。半濟がこれである。正平十六年（一三六一）足利義詮は九州探題斯波氏經に薩・隅・筑前三か国の社寺本所領の半濟を命じて兵糧料としたので、島津貞久の抗議を受けている。貞久自身も正八幡などの年貢半分を兵糧料として、武士に給与していたといわれる。建武五年（一三三八）幕府は守護が譜代の職と称して、寺社・本所領を押妨することを禁じ、貞和二年（一三四六）には請所と号して、本所・寺社領を他人に知行せしめるなどの非法を禁じているが、恩賞源がなくなると、いきおい手をつけざるをえなかつた。半濟は地域を指定し、一作分などと期限を切つて、領家年貢米の半分が守護の手におち、守護が部下に分かつて守護大名の領国制が成立する要因となつた。

地頭請・下地中分などの和与は、領家の下地支配権の放棄

をかけた。元来治安維持のために、反別五升の兵糧米を領家は地頭米として供出していたが、半濟の実施によつて、さらには莊園年貢米の半分を提供させられた。半濟は從來の未進・横領を半ば公認したものと思われる。いずれも古代権力者の本所・領家にとつては致命的打撃を与えたことになる。

南北朝時代の動乱は果てしなくつづいた。貞和五年（一三四九）正八幡宮が焼失している。この戦火のなかで姫木彌四郎は島津氏久に軍忠をたて、姫木城を本城として活躍している。正平七年（一三五二）氏久に従つて官軍に属した者に平山・加治木・池袋・木房・築瀬・小田・別府・菱刈・牧・栗野郡司・鎌田・床並の諸氏があり、畠山直顕に従うものに税所一族を始め、加治木彦一郎根村預所・廻村預所・肝付兼重の遺族・末次六郎入道遺族・



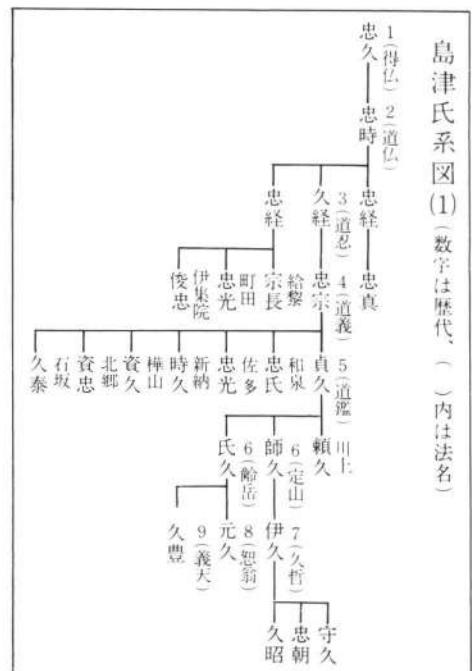
天正元年（1573）



永禄十年（1567）

一族・禰寢氏一族・修理所彌太郎一族・姫木郡司一族・羽月孫太郎一族・小川郡司一族・蒲生彦太郎一族・小溪十郎一族・敷根預所・廻村預所・末次六郎入道跡一族・野辺盛忠一族・溝辺孫太郎一族・正八幡宮所司分・杉五郎・東郷藤左衛門入道・吉田清忠等がいた。預所は領家の腹心のものが任命され、下司・地頭などと対抗した。

正平八年（一三五三）島津氏久と畠山直顕とが相桔抗していだ。大隅は畠山に力を致す者が圧倒的であった。直顕の配下にある者、即ち直冬党は税所介一族・加治木彦次郎一族・禰寢郡司一族・修理所孫太郎一族・姫木郡司一族・羽月孫太郎一族・小川郡司一族・浦生彦太郎一族・小浜十郎一族・敷



溝辺孫太郎一族・野辺盛忠遺族・平山因幡前司入道一族・彌勒寺執当房道慶・同舎弟九郎左衛門尉・同舎弟十郎三郎・正八幡宮神官所司・調所彦三郎敦恒・杉五郎・東郷藤左衛門入道・同荒瀬九郎・吉田清忠等である。

正平十一年（一三五六）島津氏久は存亡の関頭にたち、足利尊氏・義詮の慰留をたのみ難きものと思い、三条泰季の官軍に降伏し、当面の敵である畠山直顕に対抗しようとした。同年十月比志島範平等を率いて、泰季と共に直顕の部将を加治木の岩屋城に攻めた。直顕は禰寝重種・清増等に救援を命じ、久木崎久春・伊集院久氏・本田觀春・比志島範平・野田刑部左衛門尉・帖佐太郎左衛門尉等奮戦して、落城させた。

氏久は直顕の部将野元季安を帖佐萩原城に囲み、土器園につた直顕も氏久の執事である本田重親の溝辺城を攻囲した。

国分正八幡宮司の和解によつて、一時双方とも撤兵した。

南北朝・室町時代を通じ島津氏の勢力は必ずしも安泰では

なかつた。永享四年（一四三二）忠国は

弟用久に守護を代行させて

未吉に逃避し、

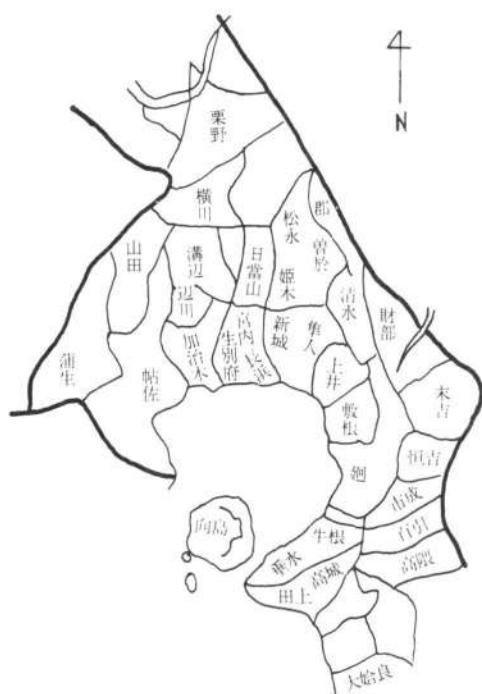
「國歩艱難、  
豊久  
義岡  
季久  
大島  
久逸  
伊作家  
忠昌  
忠治  
貴久  
日新斎梅岳  
13蘭窓  
12円室  
11節山  
10太岱  
忠国  
蘇州家  
用久  
立久  
忠昌  
忠治  
貴久  
14譽岳  
15大翁  
忠隆  
勝久  
豊久  
久豊  
8怨翁  
9義大  
元久  
久豊  
島津家系図(2)

公家危急」とあり、一揆は南北朝対立に對して一族が團結の盟約を行つたことをさすが、地縁的にも他族にも働きかけられた。惣領制がくずれ、名主層の小領主が上昇し、地域的に連合して國方と呼ばれ、幕府ないし守護大名に反抗するものである。島津氏の守護大名としての地位は安定していなかつた。応永八年（一四〇一）元久菱刈に出奔。応永二十年清水城を奪われる。永享四年國一揆。文明八年（一四七六）鹿児島攻囲・永正五年（一五〇八）忠昌自殺。天文元年（一五三二）勝久出奔。これらの反抗に對して政略結婚が行われ、元久以降は盟書・契状が交換されている。

國一揆ないし下剋上を通じて農村の変貌に着眼しなければならない。地頭や大名主のもとに小名主・作人などがあり、その間の関係は守護と地頭との間の関係に類似していた。このような関係のもとに、莊園の名田はいよいよ多数の所有者に分割されていわゆる門となり、作職も種々のものが生じて淘汰・統合されていったであろう。所領関係の宛行状もこの実情に應じて名・門が単位とされ、武士の領家得分の横領とともに、莊園制村落から郷村制の村落へと移り変つていった。

薩藩治革地図によつて、當地方をめぐる勢力の興亡、侵攻の状態を知るために図表にまとめてみた。（）の地名は新しく改称した地名や小地区名を示すものである。

6	5	4	3	2	1	番号 支配地 名義 年代	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	番号 支配地 名義 年代	
隼人	日当山	生別府	溝辺	辺川	加治木		踊	廻	數根	上井	曾於郡	姫木	清水	隼人	日当山	生別府	溝辺	辺川	加治木		
右典既以久	新納武久	樺山善久	"	"	肝付兼盛	(永禄十年)	北原祐兼	廻久元	敷根頼愛	上井為秋	"	"	"	本田董親	樺山善久	伊地知重貞	肝付兼演	伊地知重貞		(大永六年)	
右典既以久	"	"	"	"	肝付兼盛	(天正元年)	北原兼守	"	"	上井為秋	(霧島)	"	"	本田董親	樺山(宮内)善久	北原兼守	樺山(宮内)善久	"	"	(天文四年)	
右典既以久	"	"	"	"	肝付兼寬	(天正十四年)	北原兼守	"	"	"	"	"	"	"	本田董親	(新城) "	(新城) "	本田董親	"	"	(天文十二一年)
島津義久	(島津義久)	豊臣氏遙領			豊臣氏遙領	(文禄四年)	北原	"	"	上井量兼	北郷忠相	"	"	右典既忠將	樺山善久	肝付兼守	肝付兼演	肝付兼演		(天文十九年)	



始良・曾於地方割拠地図

13	12	11	10	9	8	7
踊	廻	敷根	上井	曾於	姫木	清水
島津	肝付	敷根	右典既以久	(松永平田氏)	"	"
義弘	良兼					
肝付	肝付	敷根	"	"	"	"
兼盛						
肝付	右典既以久	島津義弘	右典既以久	"	島津義弘	"
兼寬						
島津	伊集院忠棟	島津義久	石田三成遙領	"	"	"
義久						

略地図も掲出したので、併せて読むと、大隅の新地図への推移、島津氏の勢力の浸透が理解できる。

享禄二年正月、祁答院重武、帖佐・山田を奪取。十一月北郷忠相が本田董親と春山原で戦う。斬捕五十余人。島津忠朝・新納忠勝・禰寢清年・肝付兼演・本田董親・樺山幸久・島津忠幸・島津秀久・阿多忠雄等鹿児島に会し、国乱鎮定を策す。勝久公これを用いす。

享禄三年、本田董親、祁答院重武と共に北郷久利を曾於郡城に攻略。

天文十年十二月、北郷忠相以下十三人連合して樺山幸久を生別府に攻む。現在隼人町長浜にあたる。

天文十一年春、北原祐兼溝辺玉利星を攻む。同年三月、樺山幸久、生別府を本田董親に与えて、谷山福本に移る。

同年十二月、貴久公、本田董親に小浜・努久見田・西郷・小田・日木山等四十四町の地を与える。天文十二年正月北郷

忠相、北原氏の有である山田城を奪取。北郷忠茂をして守らしむ。



天文十四年四月、貴久公は本田董親に大隅国東郷・牛禰・辺田・二川・堺等合せて二十四町の地を与える。

国東郷・牛禰・  
辺田・二川・堺  
等合せて二十四

に攻囲。同月、大隅諸族が本田氏に叛く。

同月、貴久公は兵を大隅に派遣、咲隈城を取り、廻氏・敷根氏・上井氏皆降伏す。四月、姫木・日当山・加治木・蒲生等、咲隈城を攻撃す。五月、伊集院忠朗に本田董親を清水城に攻撃を加う、清水城攻略後、樺山幸久に守らしめる。後に生別府に移す。八月、伊集院忠朗が日当山城を攻めて、これを降伏さす。城の守将は北原兼守の將平良尾張守・白坂助左衛門尉であつた。島津貴久は新納忠勝に日当山を与える。新納忠茂・新納武久に至り、薩摩平泉に移封さる。九月、伊集院忠朗が姫木城を攻め、本田実親・島田民部少輔等の内応があつた。本田董親の清水城を攻撃す。十月、董親と親兼は莊内に奔る。島津忠将に清水を守らしむ。伊集院忠朗を姫木地頭とする。上井為秋に下井を与える。廻氏に田中、半坂を与える。島津忠良公生別府に行き、樺山幸久の邸宅で、生別府を長浜に改める。

天文十八年五月、伊集院忠朗、加治木城を攻め、肝付兼演の營を焼く。同年十二月、肝付氏・蒲生氏・祁答院氏・入来院氏・東郷氏降伏す。

田董親を姫木城

津忠俊・北郷忠相・北郷忠豊・樺山幸久と同盟する。天文二

に攻囲。同月、大隅諸族が本田氏に叛く。  
同月、貴久公は兵を大隅に派遣、咲隈城を取り、廻氏・敷根氏・上井氏皆降伏す。四月、姫木・日当山・加治木・蒲生

十三年八月、蒲生氏・菱刈氏・渋谷氏等連合して加治木を擊つ。

貴久・義久協力して加治木を救援す。島津忠将、帖佐を擊つ。九月、忠将、船五十余艘に乗つて帖佐を攻撃す。義久、蒲生・帖佐の軍を星原に擊破。十月、帖佐の兵加治木を侵す。

弘治元年正月、北原兼守の兵溝辺を侵す。三月、大隅軍は平松軍と帖佐別府川にて戦う。肝付兼盛、帖佐郷山田を擊つ。

四月、貴久公帖佐を攻む。四月九日・二十七日、貴久、正八幡宮に祈願。七月、蒲生氏・渋谷氏は連合して帖佐新城を攻む。

### 城 弘治二年三月、

貴久、蒲生氏を攻尾撃、松坂壘を攻む。

十一月、貴久、松坂壘を攻略、蒲生城を攻む。

### 仁 弘治三年四月、

蒲生氏、貴久に降伏す。比志島は蒲生、鎌田は帖佐、

梅北は山田の地頭

に任命する。

永禄三年十二月、島津貴久、正八幡宮再興遷座。梅岳君獻詠。石清水八幡宮善法寺掌清の執達状。

永禄四年、肝付兼続、廻城を襲つて、奪取す。六月、貴久、廻城を攻囲、七月、島津忠将戦死す。

永禄五年（一五六二）六月、伊集院忠朗は肝付兼盛・北原兼親・深水頼金・東長兄・北郷忠徳と同盟す。島津貴久、樺山幸久と同盟す。永禄二年十二月、正八幡宮遷宮の時、島津忠良の献詠があり、桂庵玄樹（文明十年）の献詩もある。

島津義久は祖父忠良を永禄十一年（享年七十七歳）、父貴久を元亀二年（享年五十八歳）に失っている。祖父日新斎死去の時は三十六歳、父大中公死去の時は三十九歳である。島津氏の隆昌の時代に誕生している。義久の天稟と日新公の薰陶が三州の大守として、君臨できた理由とされる。忠良は仁厚英勵、島津氏中興の貴久をよく援けて三州の經營にあたつた。貴久の生涯は実に三州統一史と称することができる。その子義久・義弘・歳久・中書家久にして、近世島津氏の基礎が確立したと云うべきである。

廻の三曲に砦がある。廻城（仁田尾城ともいう）と島津忠将の陣所のあつた古城と大廻中福良にある古石城である。大廻の古石城跡に戦没者供養塔がある。永禄四年（一五六一）五月十四日落城、戦死者二十四名。二左衛門・左太郎・熊彦



・亀太郎・安太郎・彦左衛門・米・・・助七・二右衛門  
・久右十・名七右衛門・助左・求太郎・三太郎・和三十・動  
十一・江左衛門・若太郎・長太郎・夜十・二市吉・若右  
・夜十。とある。郷（合）中の供養碑である。

大廻元屋敷に供養碑がある。安永六年（一七七七）二月二十八日、奉寄進の碑（上部）と村役人の氏名を彫刻した台石とからなつてゐる。武石清太（注・武石系図の胤翹）、竹木見廻松下正勝、鹿倉山見廻二宮權九良、城山見廻黒丸覺左衛門、右同久留彌三兵衛、右同有馬喜左衛門、右同行之下才藤次、右同山元喜三太、下山、次郎右衛門、六右衛門、平太郎、善右衛門、千兵衛、彌子兵衛とある。此処は永禄四年五月九日落城の地でもある。



大廻元屋敷の供養塔

福山小廻

二間瀬の広瀬畠太郎宅

にも永禄四年七月九日

の供養塔があり、

禪定門とあ

る。大玉（布

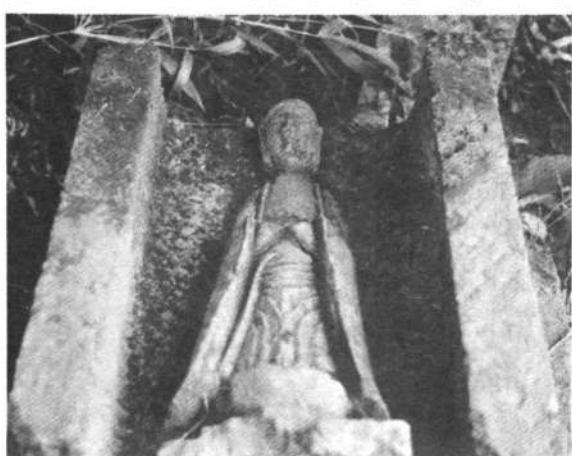
刀玉命・大王ともいう）神社裏山にも供養碑があり、現在倒壊していて文字など不明である。

仁田尾（廻）城

は北西の方に大手口、用水は無く御

前水を桶で導水している。前方南西に二十間の高台、後方南東に大谷あり、本丸の広さ五反、二の丸の広さ

一町八反、二の丸



供養塔（福山小廻）



仁田尾（廻）城跡

北東二町程の所に用水があつた。

第十五代廻兵部少輔久元（号三平斎）は盲目、嫡子次郎四郎は幼少であつた。肝付兼続入道省鈞は永禄四年五月十四日、仁田尾城を攻略し肝付治郎左衛門尉を以て仁田尾城を守らしめた。六月二十三日、貴久公・義久公は大軍を率い、惣陣（大塚・大車札または大幕）に、右馬頭忠将は馬立里に、諸将は竹原山に布陣した。惣陣は福山牧野の内では第一の高台であり、大谷を隔てて仁田尾城と相対している。

肝付兼続は島津忠良の長女を娶つてゐるので、貴久にとつては長兄である。同じく姉婿である樺山星玄佐がいる。玄佐は忠勇抜群の智将で、立歌人でもある。

島津忠将は馬立里より救援に出撃しようとした。忠将の重臣、町田加賀守忠林は出撃を諫止しようとしたが、忠将は制止を振り切つて出撃した。途中、敵の伏兵に包囲され乱戦の中で散つた。惣陣からの援軍が投入され戦線が混乱状態に陥り入った隙に兼続・重興・重長は城を出て恒吉に退去した。忠将の戦死した地点は馬立坂（馬立坂・天窮坂）墓地より東方一町二十間ばかり通路の北側に当る。

晩闇の中に忠将の愛馬月毛は絶好の攻撃目標になり、市成の前田休七なる者が忠将の首級をあげ、救援の新納又八郎以下二十余人も悉く討取られた。忠将は四十二歳、法号心翁大夫重長を仁田尾城に招き戦力を投入した。

七月十二日、肝付の兵が竹原山を急襲し、

戦死者名  
（伝翁常心禪定門）（傳桂道久禪定門）（永珍禪定門）  
稻留石見守、石谷因幡、石城新三兵衛、池山備後、市来某（心月裕善禪定門）、石塚雅樂、市来某（釋阿彌陀仏）、岩切（仲本）



島津忠将の墓（馬立坂）



雅樂の中間、新納又八郎、泊助六、富松帶刀長、富松彌八郎、  
（常慶禪定門）（道貫禪門）調所新左衛門、調所人足、（注栗野調所家二十代兵部少輔の  
子新介である）、加賀陣僧、樺山藏人、海江田八郎三郎、海

江田吉左衛門中間、多田限源兵衛、竹下和泉、武本某、高野  
左京亮、奈良原氏下僕、中村宗四郎、宇宿大学左衛門、野田

中納言、桑波田左近、草満某、山之内孫左衛門、町田加賀守  
忠林、町田軍四郎忠次、益崎平内左衛門、益崎彌四郎、有馬

（重幸作  
忠誠良忠居士  
守）（義範常忠禪定門）（淨珍禪定門）（源立禪  
定門）（重活守德禪定門）（華山玄香禪定門）（西阿弥光）  
与一兵衛、有馬某、酒匂源左衛門、沢右衛門、坂本一彌太、

（月清道花禪定門）（永微禪定門）（道満禪定門）（花有喜紅上座）

坂本某、三島兵庫、宮内某、宮原三郎兵衛、宮原氏の僕、

三原彌四郎、春成助三郎、大寺大炊助、黒丸継貞（大膳）、

中間四人（日道宏禪門、日道西神門、日道休禪門、日道禪門）、有川某（真禪定門）、

坂本某（椿昇禪定門）、木下縫殿（元清禪定門）

### 右馬頭石塔

#### 十六世世孫男爵島津貴暢謹建

高祖右馬頭諱忠將姓藤原島津氏也永正十七年五月五日生於薩州伊作庄龜丸城伊作相模守忠良入道日新公第二子而則薩隅日三州主島津陸奥守貴久公二弟也故衆人尊敬最重焉忠將性豪邁有膽略時三州擾亂兵才無輟忠將攻城野戰勲功多賞賜隅州清水城及采地一万八千石矣又於京師足利氏衰微管領專橫輦轂下屢騷擾各地群雄割拏戰鬪不止忠將常慷慨把勤王之大志嘆息王威不振遙通密意於近衛家為王室竊欲有所企圖故因近衛尚通卿密書焉肝屬豪族肝付兼統謀反乞援日州伊東氏永祿四年七月十二



右馬頭石塔（馬立坂）

日分大軍襲來圍竹原山砦攻之甚急忠將在城南古城得報怒髮衝冠單騎進行欲救之臣町田忠林執轡諫之不聽突出衆從焉敵伏發急逼忠將奮戰衆寡不敵不能拔重圍遂戰死于亂軍中年四十二中林以下從臣三十餘人力戰而死矣葬忠將屍于清水楞嚴寺天正三年二世以久為修先考冥福建七寶塔于廻坂路頭焉土人或曰典既坂以有古石馬塔也故有病馬今猶主來祈云延寶五年大風起塔側樹木倒而觸塔破壞於是七世久治新造亥塔以輝其旧製此時側置忠林等塔垂不朽云主貴暢繼家統明治廿九年八月初臨此地追懷塔前敬拜焉囊者有国道開鑿之举新開線路行人據廻坂旧路希矣以是恐後世無知右馬頭戰沒之地而坂頭有其石塔者故刻石標

明治三十一年八月

坂口鶴洲額

中邨兼忠撰并書



天正14年（1586）

島津氏は肥前・肥前・筑後を掩領し、勢いよいよ隆盛をきわめ、鹿児島を僻遠として、島津義久は八代に鎮し、家中五番替にて八代在番を命じている。

天正十五年（一五六七）豊臣秀吉西征まで版図の拡大、九州席巻の霸業が敢行された。秀吉西征時、義久は伊集院雪窓院において薙髮し、龍伯と号し、泰平寺に到り秀吉に謁した。義久の女龜寿を質とし、薩摩を安堵された。元和七年（一六二一）辛酉正月吉日、大願主義久公御息女龜寿姫所願成就の鰐口（指渡、一尺三寸）を龍伯様（義久）御建立金剛寺本堂に奉寄している。

義弘は十九日、羽柴秀長に野尻で謁し、赤塚重政・佐谷田重正を質とし、二十五日、秀吉より大隅を安堵された。同時に肝付一郡は伊集院忠棟に一期の間安堵、義弘の子又一郎久保に日向諸県郡を与え、二十六日・二十七日に亘り、秀吉は義弘に命じて、久保を遣して入侍せしめんことを求め、島津以久・島津中務大輔家久もその子を質として、封邑の安堵を願った。六月十八日、北郷時久（一雲）も降り、大隅宮内で石黄友賢（江夏友賢）等と交友した文雅の士である。江夏友賢は易学を以て、国分・加治木築城の吉凶・繩張りを下命され

田三成・安国寺惠瓊によつて謝し、その三子三久を入侍せしめ、四子忠頼を質とし旧領を安堵された。

樺山玄佐は六月中、大隅正八幡宮へ秀吉によつて奪われた質人の無事を祈念した。玄佐は善久・幸久・山吟斎と称し、ともに島津統一を助けた。天文十年生別府を薩隅十三将の連合軍が攻囲した。天文十七年（一五四八）隅州再乱し、正八幡宮より救援を要請された時、本田董親の猛攻を受けて落城寸前の咲隈城（守将伊集院忠朗）を死守させた。咲隈城は石体神社裏の笑隈（七隈の一つ）の城である。同年清水本城落城の時、本田董親との歌の贈答など有名である。天文二十一年、正八幡宮の尊体勧請の時上洛し、連歌師紹巴・飛鳥井雅綱・同雅教等と交流した。永禄九年（一五九三）、不斷光院清誉の斡旋で近衛前久より古今伝授を受け、天正九年島津中務大輔家久に古今伝授を許している。家久が元和八年（一六二二）霜月（十一月）初三（三日）正八幡宮に奉納せる、「八幡大菩薩愚童記」上下二巻が現存している。八幡愚童訓（記）は「群書類從本」「正應本」等、諸異体があるが、「文明体」に最も近い詞章をもつてゐる。新納忠元・上井覺兼も好文の武將である。覺兼は玄葩に參禪し、福昌寺代賢・正興寺玄龍・

てゐる。

明国江夏の出身であり、慶長十五年（一六一〇）庚戌七月二十三日没、墓は加治木町木、田楠園にある。

義久公富隈城（文禄四年より慶長九年まで約十年間）に在つた時、朱子学の一派である、薩南学派の僧桂庵玄樹の流れをくむ文之玄昌を招請し、国分郷正興寺、加治木の安国寺で講議せしめた。

文禄五年（一五九六）七月十一日、近衛信輔、坊之津より帰洛の途中、富隈城に滞在すること三日、歌会・散楽など催す。関白信輔の歌に「立帰る名残こそあれ松影は、涼しき秋の宿と思へば」とあり、その名残の松も天保三年（一八三二）の大風で倒れた。

義久公が慶長九年（一六〇四）の大旱魃の時、鹿児島神宮・小浜の早鈴社に雨乞祈願のための献詠がある。

島津忠良・島津貴久・島津義久の帰依あり、密僧希代の徳僧、日秀上人がいる。大隅正八幡宮再建、真言諸寺院の再興等封内勸化に献身した。天正六年（一五七八）、義久公日州耳川の戦勝祈願や正八幡滯在中の貴久公の命により、正福院馬頭観音造立もよく知られている。正福院は獅子尾山にあり、初午祭の縁起の一つに数えられる。大崎町野方荒佐野の觀音堂の「御上人様御説法拝聞之事」に「獅子隈正觀音ハ元来大唐國北京王ヨリ、元琉球王中山王ヘ授ケ、コレヨリ御国主様

へ奉上、江戸高繩屋敷へ建立ニ而、御妻様御信心遊バサレ、

鹿府南泉院へ來光相成リ、又国分之宮内彌勒院へ御詰居ラレ、夫ヨリ當所獅子隈山下江御來光遊バサレ、コノ時享保十八年云々」とある。時代は下降しているが参考になる文書である。

大崎町荒佐野、妻万神社の記念碑に「元禄二年（一六八五）泉州次左工門、荒佐野獅子之隈壇に移住を志し、藩主島津光久の許可をまち、泉州堺港より柏原港へ上陸……」とある。獅子隈正觀音は北京王ヨリ琉球中山王、江戸高繩屋敷、鹿府南泉院、国分彌勒院、荒佐野と奉遷されている。

福山町麓に大安寺があつた。島津忠将の法号である大安の二字を寺号とし、永泰山を山名に、忠将の菩提所となる。国分市清水にある楞（綾）巖寺も忠将の菩提所である。楞巖寺は越前国宅良慈眼寺の末で曹洞宗であり、開山は天真自性禪師になる。越前国龍泉寺開山通幻和尚十哲の一人である。自



勝巖祖幢の墓（大安寺）

性禪師は越前宅良慈眼寺にて応永二十年（一四二三）五月遷化している。

本田因幡守親治が自性禪師を招請し、開基し惣勝寺と号した。第二世機堂和尚が楞嚴寺に改む。天文十七年（一五四八）島津貴久公が本田董親を追放した時、右馬頭忠將の采邑となる。永祿四年（一五六一）忠將の死骸を当寺に葬り、心翁大安居士楞嚴寺殿と称す。

永泰山大安寺は上野国確水郡凌閑村長源寺の末寺である。

本尊十一面觀音、開山は勝巖祖幢和尚で、天文元年（一五三

二）六月遷化している。勝巖は長源寺第五世天真禪師五哲の内、希明清良禪師の法嗣である。大安寺は最初肝付郡高山邑にあり、肝付河内守兼久の招請になる。第二世包山樹心和尚が廻村に移したもので、開山の墓碑に「天文元年六月十二日」とあり、勝巖祖幢和尚の無縫塔である。南北朝期の墓には身部（軸部）と基礎との接合部（柄）に木炭と骨を収藏した墓がみられる。明治以前は大墓とよばれる埋め墓と内墓とよばれる詣り墓の両墓制であった。明治以降埋め墓である大墓に石碑を建立するようになつた。逆修供養碑を生前に建て自分の死後の冥福を祈る習慣もあつた。寺は寛政九年（一七九七）に火災に遭つて焼失した。つづいて翌年も福山浦町を中心の大火灾があつた。寺内の薬師堂・秋葉堂（荒神さん）も焼亡している。

大安寺の本山

は青木山長源寺

である。群馬県

安中市（確水郡）

上後閑二九一三

番地にある。現

在の住職は新井

時聖師（四十四

世）である。境

内三千坪、本堂

・庫裡・鐘樓・

山寺などがあり、

末寺二十三を数



旧 大 安 寺 山 門 (西念寺)

長源寺は希明清良禪師の開山であり、嘉吉三年（一四四三）後閑城主であった依田六郎政知の開基になる。弘治元年（一五五五）後閑城主新田伊勢守信純が再興したものである。寛永十九年（一六四二）寺領三十石、田畠山林三百余町の名刹であった。文化元年（一八〇四）二月十日、山火事に遭て、堂宇伽藍悉く灰燼に帰した。現在の寺塔は文化二年（一八〇五）より嘉永二年（一八四九）まで四十年余の歳月を重ねて完成している。

青木山長源寺四世天真祥貞禪師が長野県小諸市に末寺を建立している。此處の城主が依田・葦田氏である。この城主に扈從して下向したものであろうか明白でない。

長源寺は浅間山の南、妙義山の東、磯部温泉の近郊にある。上野国は新田氏発祥（大間々扇状地）の莊園であり、源義家—義重—義重の系譜が足利郡司として大きな勢力をもつていた。義重は五子あり、義俊（里見）・義範（山名）・義兼（新田）・義季（世良田）・經義（額戸）である。義兼が新田本宗を継承し、義俊は新田郡を離れ、確水郡里見郷を譲与された。彼らは広い意味で新田一族に包摂されながら、後閑（空閑）の地を経営していく。

曹洞宗は福井県吉田郡永平寺・横浜市鶴見区総持寺を頂点（本山）とする。宋の天童山の長翁如淨の法を受けて帰國（安貞元年（一二三二七）した希玄（元）道元が宇治の興聖寺で曹洞禪を唱えたのに始まる。寛元元年（一二四三）越前志比庄地頭波多野義重に招かれ、根本道場である永平寺を創建した。公武の権威を嫌つた道元の発想から選定された寺地である。道元の父は久我通親、母は藤原基房の娘である。建仁寺の明庵栄西について臨済禪を学んだ。博多禪は茶と臨済禪で知られる。

栄西は岡山市吉備津神社（備前・備中・備後一之宮）の神官家の出自である。前後十数年、博多今津（福岡市西区）の

誓願寺の創建に一役買っている。博多港に対する新港今津のシンボルとして、毘沙門山の南麓に登志山誓願寺がある。誓願寺は仁和寺の所領であり、筑前怡士（よしとし）荘も仁和寺が所務を管掌していた。同荘の莊官級、仲原氏の娘にあたる太娘の発願・寄進により、同宿僧寛智（太娘の夫）の手によって建立された。

仁平元年（一一五一）の大追捕によつて筥崎が打撃を蒙り、博多港の对外機能が低下していった時代であった。

太宰府の檢非違所別当安清・同執行大監種平・季実などが五百余騎の軍兵を率いて、博多の宋人王昇（おうしょう）の後家をはじめ千六百家の資材物を没収し、筥崎宮に乱入・狼藉し、神宝物を押領した。太宰府目代宗頼の指示により、筥崎宮権大宮司経友・兼仲が追捕側に加担しており、日宋貿易と筥崎宮内の主導権争いが表面化した事件であったと思われる。

筥崎宮は治承年中（一一七七—八一）近衛家が本所であり、のち同宮が府領に編入され、太宰府の掌握下にあつた。文治元年（一一八五）石清水八幡宮に寄進され、同八幡別宮として尊崇された。太宰府の諸権限（所務）を平氏より継承した後白河院の主導下に同宮検校の地位を石清水八幡宮の祠官田中房が支配して、積極的に大陸・朝鮮貿易に乗り出した。建保六年（一二一八）石清水八幡宮領筥崎宮留守行遍の宋人殺害事件を発端に、比叡山延暦寺が博多津の権益をめぐつて割

り込んできた。博多津の利権をめぐつて少弐・大友・大内氏が相争い、大宰少弐・筑前国守護職として博多津を支配・鎮西に君臨した少弐氏は南北朝動乱を境に衰退していった。大友氏も少弐氏と同じく在地守護勢力として対朝鮮貿易に参加した。

応永年間、博多津にあける対朝鮮貿易は九州探題渋川氏・少弐氏・大友氏に掌握されていた。有名無実の渋川満頼をバツクアップするという名目で三者の中に割り込んできたのは豊前国守護大内氏であつた。雖伏ついに大内氏が少弐氏を降した。

大内義隆は天文四年（一五三五）大宰少弐に補任され、筑前支配を強化した。天文十五年（一五四六）筥崎宮の現本殿・拝殿を寄進している。室町時代の特長をもつ豪壯な建物で、重要文化財に指定されている。義隆は天文二十年、家臣陶晴賢に襲われて自殺した。大内氏の衰退にかわって大友氏が登場し、永禄二年（一五五九）博多争奪（大友・毛利・島津氏）の兵火にあって、対明貿易港博多は灰燼に帰した。當時対明貿易港として、和泉の堺・薩摩の坊・筑前の博多を日本三津といふ。その灰燼の中から島井宗室・神谷宗湛（屋舗跡福岡市天神町岩田屋横）などが博多復興に立上がる。

大宰府政庁の後にそびえる大野山（四王寺山）の一角に戦国時代築城された岩屋城がある。天正十四年（一五六八）七

月、おおともちむり大友宗麟の家臣高橋紹運が七百六十三名の将兵を率い、島津義久の四万の軍と戦い玉砕した。「上井覚兼日記」によるところ、覚兼も石打にあい鉄砲にあたつて負傷している。義久は相良・秋月・龍造寺・有馬・阿蘇の各氏を圧倒、全九州を席巻した。

天正十五年（一五八七）九州を平定した豊臣秀吉が那珂川東岸に方十町の町割による都市計画を実施し、博多港の復興に努力した。

応永十一年（一四〇四）梵灯庵は九州に再下向している。梵灯庵は連歌の西行といわれ將軍足利義満の近習、朝山師綱のことである。日向志布志大慈寺で連句を催行している。「三國名勝図会」には、明徳二年（一三九一）足利大將軍義詮三州の兵争を止んだが為に、朝山出雲守師綱同小次郎重綱、上使となりて下向す、怒翁公（第7代島津元久）当寺（大慈寺）に於て接会あり、盛饌を進め、和漢詩歌の会を設け玉ふ」とある。島津元久が日向・大隅の守護職に補任された年である。ここ数年島津伊久（総州家）と島津元久（奥州家）の内紛がつづいたので、朝山梵灯庵の吟行旅行の目的の中に両者を和解させる政治上の用務もあつたと思われる。

將軍足利義教（第六代）は大覺寺門主義昭（足利義満の子）の討伐を島津忠国に命じ、忠国は樺山孝久・新納忠統・北郷持久・肝付兼忠・本田重恒の將士を派遣、嘉吉元年（一四四

一）三月十四日、日向櫛間院永徳寺に囲み自刃せしめた。足利義教は感悦の余りあらたに琉球を附庸として忠国に与えるという有様であった。

「日本開闢以来、土民の蜂起、是れ初めなり」といわれた正長元年（一四二八）近江坂本の馬借の蜂起、「國中侍をしてあらしむべからず」と呼号して守護赤松氏の兵を破った永享元年（一四二九）の播磨東寺領矢野荘の土一揆など惣の團結を中心とする農民の反抗が爆発したものである。「大乗院日記目録」に「凡え亡国の基、これにすぐべからず」とあり、支配者層に深刻な衝撃を与えた。

惣團結の中心は古くからの名主である地侍層の人々で、番を編成しているところでは番頭、編成していないところでは沙汰人とよばれ、年貢徵収の責任者として、村寄合の中心となり村落の自治を指導した。一方地下百姓と呼ばれた新興名主層にその実権が移行する先進地方もあり、彼らを大人・乙名・年寄・宿老と書き、「おとな」と呼んだ。村寄合は宮座の建物を集会所とし、祭祀などを執行した。本来は共有財産の管理・秩序の維持・村の防衛・道路の修理・入会や用水の管理など村の綱領を定め、村の自治的運営に参画していた。

この惣を母体として近世的な大名領国制の基礎をなす郷村制が成立し、大名の封建的支配が完成して行く。

「樵談治要」の中で、一条兼良（関白）は將軍足利義尚（第一

九代）の詰問に答えて応仁の乱後の世情を慨歎し、「このたびはじめて出来れるあしがるは、超過したる悪党也、そのゆへは、洛中洛外の諸社・諸寺・五山十刹・公家・門跡の滅亡は、かれらが所行也。足がるといふ物ながく停止せらるべき事」と述べている。庶民抬頭の姿をはつきり示している。

幕府政治の紊乱は公家・禪僧・寵臣・女性の嫁入によつて促進され、両朝の和平後、公家の政権回復は全く望みを絶たれ、公家は無氣力化してしまった。

土一揆の憎惡の対象となつた土倉・酒屋・寺院の存在も重要である。庶民を相手に高利貸を営んで巨富を積み、多くは酒屋を兼業し、寺院も永代供養料など寄進された祠堂錢を、高利をもつて貸しつけ、さかんに利殖をはかつた。貨幣の需要の増大・産業の進展につれて、金融機関が発達し、庶民の反感を買つ結果になる。

莊園領主たる寺社や公家にとって莊園に代るべき財源は座・座衆であった。筑前太宰府の門前でさえ米屋・金屋・小間物など六座があつた。座は新儀商人の輩出におびやかされて、その封鎖的傾向をいつそう強め、その封鎖性を崩すため織田信長の樂市・樂座がしかれ、自由商業へと發展していく。堺は三十六人の会合衆、博多では十二人の年行事が置かれ、自由都市として繁栄した。

内乱に終始した南北朝六十年ではあつたが、文学的に一つ

の時代色を示している。宮方の南朝的色彩をもつ「神皇正統記」「増鏡」「太平記」などがあり、一方北朝・武家の方の立場に立つ「風雅和歌集」などがあつた。「神皇正統記」など本地垂迹思想の破綻から自立した神（天皇）を新しいよりどころとする主張がおこり、逆に「梅松論」のように武士政権の朝廷に対する従属観念を打ち破る思想も芽ばえはじめ、一方では現実の社会関係を全く理解しえず、ただ王朝を賛美するだけの思想も併立、同じ変革期を南朝側から見た「太平記」と対照的である。

旧仏教はこの時代に入つても大きな世俗的勢力をもち、興福寺などは大和の守護大名でもあつた。延暦寺は仏教界最高の権威として新興仏教に対する迫害をつづけた。真言宗では醍醐寺三宝院の門主賢俊が尊氏に接近し、満済は義満・義持の政治顧問として幕政（黒衣の宰相）に参画した。幕府に対する内圧・外圧の強まる中で、新しい時代へ移っていく。

九州の宗教状況を大きく変えた人物に一遍と俊聖<sup>いんぜい</sup>がいる。

川添昭二氏によると、元禄十六年（一七〇三）の寺院帳で筑前の寺院数は「全部で八一〇、うち真宗三四九（東本願寺派三〇）、浄土宗一六三（鎮西派一四四、西山派一九）、臨濟宗一一四、曹洞宗九一、真言宗四六、天台宗二三、法華宗一九、時宗五である。鎮西の古代・中世仏教展開の様相類推の手がかりとなる」と述べている。小田富士雄氏は「八世紀末まで

に建立された九州の初期寺院跡は国分寺を除き、筑前十三、筑後一、肥前五、肥後七、豊前九、豊後二で、日向・大隅・薩摩は発見されていない」とある。この点が古代九州の南北仏教の相違点の一つである。原始山嶽仏教が天台・真言宗の教理・信仰によって潤色され、特色ある修驗文化を開拓する法然などの念仏は専修念佛で、造寺・造仏は不要であり、まさに易行である。九州における浄土宗の布教は法然の直弟子である二祖上人（聖光上人弁阿<sup>べんあ</sup>弁長<sup>べんじょう</sup>）によって伝播された。

時宗（衆）とともに鎌倉新仏教の掉尾を飾る日蓮宗は種子島出身の日典が尼崎本興寺の日隆に師事し、帰國して全島に日蓮宗を布教し、「皆法華」といわれる。島主種子島氏の帰依が起爆力とみられる。西之表甲女川近くに日典寺がある、寛正四年（一四六三）砂に埋められて殺害された日典廟の近くに寺が建立された。その後種子島・屋久島・口永良部島三島が法華宗に改宗した。

延応年間、遊行と踊り念佛で知られる二人、一遍と俊聖<sup>いんせい</sup>の二人が誕生している。一遍は伊予の豪族河野通広の子で延暦寺で天台宗をおさめ、全国各地を念佛遊行し二五〇万人に結縁している。十三歳のとき太宰府の西弘寺聖達に浄土教を学んだことが九州布教の縁となる。熊野に詣で、「信不信をえらばず、淨不淨をきらわず、念佛の札をくばるべし」との靈告を得、建治二年（一二七六）に九州に渡つて大隅正八幡宮に

参籠した。

俊聖は筑後国竹野莊の草野永泰の子である。文永十一年（一二七四）大隅國正八幡宮に詣で、四十八夜の不斷念佛を修し、豊前国宇佐八幡宮で四十八夜の踊り念佛を修している。

建治元年（一二七五）に薩摩國に遊行したのを最初に全国的な規模で遊行し、弘安十年（一二八七）没している。京都歎喜光寺藏の一通上人絵伝は有名であるが、「天狗草子」（南都北嶺の傲慢さ、淨土宗・時宗の新興宗教の奇抜さを天狗にたとえて、当時の宗教界を風刺したもの）にある一向衆の踊り念佛など、野馬のごとく、山猿のごとく、まさに畜生道といわれるぐらい、既成の教団とことなり、鎮魂供養の歡喜雀躍であつた。

近世の教団勢力をみると九州の時宗は一遍の系譜に属し、本寺は清淨光寺である。大隅・薩摩・日向は圧倒的に多い。

島津貞久・氏久・元久の熱心な帰依もあり、薩摩に禪林全盛期を形成した。野田感應寺・志布志大慈寺（榆井頼仲施主）・山川正龍寺・伊集院広濟寺・伊集院妙円寺・田布施常珠寺・川辺宝福寺・善積寺・谷山皇徳寺・市来金鐘寺・龍雲寺・加治木安国寺・高山昌（少）林寺・下財部正寿寺・国分正興寺・福山大安寺などが有名である。

南洲寺の東南に大龍小・清水中学校がある。天文十九年（一五五〇）島津貴久は鹿児島にはいり、清水城を築いた。のち島津家久が鶴丸城に移るまでの約五〇年間内城であった。その後この内城跡に大龍寺が建てられ、桂庵玄樹の流れをくむ禪僧南浦文之が開基となつた。貴久の号大中と義久の号龍伯から一字ずつとつて大龍と命名した。文之は大龍寺より国分正興寺（現在隼人町内）への帰途、病をえて加治木反土村安国寺にて没す。元和六年（一六二〇）九月三十日、享年六十六歳。桂庵学統は文之、泊如竹、愛甲喜春と繼承された。

桂庵禪師は程朱の学（薩南学派）の開祖である。名は玄樹・島陰・海東野釈と号し、応永三十四年（一四二七）山口県に生まれ、鹿児島伊敷の東帰庵で、永正五年（一五〇八）六室和尚（福昌寺）と宗教問答をしている。福昌寺は石屋真梁（じゅうりょう）和尚（福昌寺）と宗教問答をしている。

が応永元年（一三九四）に島津元久（恕翁公）の請によつて創建された。曹洞宗に属し島津家の菩提寺である。福昌寺は伊作島津家の悲願であった鹿児島入りを果したことの金字塔でもある。

月十五日没している。享年八十二歳である。

文明十年（一四七八）二月、市来龍雲寺の玉洞、串木野冠嶽の宗寿のすすめで薩摩入りし、島津忠昌は桂樹院を立野に建て寺禄を給した。桂樹院の寺地が向島（現在の桜島、元様以前の呼称）の裏にあつたので島陰寺ともいう。

三州の地は朱学の源流となり、桂庵は明応二年（一四九三）以後、日向安国寺との間を往復した。明応六年（一四九七）十二月には京都東山、建仁寺（臨濟宗建仁寺派本山）釣帖（首

天台宗神徳院（大隅国分宮内彌勒院憲英法印再興せしことあり、開山慶胤上人）、其一は高城東霧島村、東霧島権現、別当真言宗勅詔院（開山性空上人）など創建されている。

何故南北朝期に集中してこの地方に密教文化が花ひらいたのであろうか。五輪塔や板碑などそれに刻まれた梵字・北朝年号（足利尊氏方）を見ると、謎めいて六百年の歴史の重みを感じさせる。

「塔婆即大日如來」としての密教塔婆供養は真言宗、天台宗、修驗道に潤色されている。南九州の場合彦山修驗の影響が大きい。川辺清水の磨崖仏に「彦山住……」の銘がある。「梁塵秘抄」に「筑紫靈験所は、大山四王寺清水寺、武藏清滝、豊前國の企救の御堂は竈門（宝満）の本山彦の山」とある。出羽の羽黒・紀州の熊野・豊前の彦山（英彦山）は全国修驗道の聖域である。白衣に兜巾、法螺貝、笈、金剛杖の山伏姿、その異形異相は超人的靈力を民衆に与えるに充分である。彦山の規模は「三千の衆徒、八百の坊、七里四方の神領」といわれた。

霧島山一帯を巡錫した栄西もその一人である。栄西は吉松般若寺に茶を植栽したといわれる。一説には足利尊氏が筑紫に敗走した時、国人草部義国に謀り、般若寺を本陣とした。そのとき宇治茶を移植させたともいう。豊臣秀吉の検地の命を奉行した細川幽斎が住僧の歌に感じて、当寺の勘落を免除

したという。「心經の摩訶の下なる般若寺の、一切苦厄御免あれかし」「仏果園悟禪師碧巖錄」も霧島山麓飯野で出版された。けだし南九州最初の禪書出版事業である。

黄金塔を中心に三百数十基の塔婆群がある。その中で重要人物（施主）は沙彌道性と妙性、石大工乘性、小工了蜜である。沙彌道性は永留氏四代長滋であろう。長滋は北朝方の人物で左近將監である。永留氏の系譜は相良頼景—長頼—頼親—頼明（永留祖）—<sup>②</sup>頼常—頼積（北朝）—<sup>③</sup>長滋である。

道性の銘文には「現世安穩後生信心菩提」であり、妙性的銘文は「後生菩提」である。まさに逆修供養塔である。追善供養塔ではない。生前に現世の安樂と死後の成仏とを祈禱したものである。「孝子



牛王宝印 (上杉憲章藏)

力者でないと建立不可能であろう。

平姓河辺氏を中心とした川辺清水磨崖仏は鎌倉中期より明治までの作品である。土地の郡司クラスが施主であったと思われる。

栗野の領主として正八幡宮修理所酒井為宗がいる。桑西郷、小河院、加治木郷を領有し、建久岡田帳にある酒井未能は正宮領桑西郷の万徳、溝部(辺)、在河(有川)を領有している。また酒井親貞(伊豆守)が亡父、正広禪定門の追善供養の目的で、福城山崇寿寺の敷地と水田を寄進した文書(応永十三年(一四〇六・徳元寺))がある。

戦国大名は富国強兵策をとり、分国法をつくつてゐるが、天文八年(一五三九)貴久は士卒五入組をつくらせ、これを単位に組織を編成し、平時・戦時を問わず利用した。

これに兵農一致の強兵策を課した。薩摩の士風や精神文化の強調がこのころから形成されていった。また新兵器として登場した鉄砲が天文二十年(一五五四)蒲生・渋谷一族がそむいたのを攻略して岩剣城(姶良町平松)の戦いで使用されている。鉄砲伝来より十年余あることである。後年大友氏征伐に南蛮大砲をも使用したといわれ、鉄砲の利用は元亀・天正年間に制度化された。

島津氏久は官軍として直顯を大隅より駆逐しようと計り、恩賞を発し軍忠を尽さしめ、正八幡に岩河村三分二の年貢を

寄進した。直顯は氏久に対抗するため、再び尊氏によしみを通じて武家方に転じた。直顯も恩賞を濫発し、正平十二年(一三五七)に台明寺衆徒をして、敵徒退治を祈願させている。

正平十三年(一三五八)氏久は直顯の頽勢に重圧を加えるため、柿木原隆実をして直顯の党中津河勘解由左衛門尉等を加治木院田間の要塞に攻囲せしめ、大隅よりの直顯党一掃を計つた。また島津師久も兵を加治木にすすめ、祁答院郡司・渋谷氏一族某の直顯加担のため加治木本城に拠つたところを攻めた。やがて渋谷重興・樺山資久も官軍に帰順した。氏久は正平十三年姫木彌四郎に帰順を勧め、同又次郎にも本領安堵を交換条件に帰順をすすめ、直顯党の一掃を推進した。正平十六年の初め、税所氏は全く勢の衰えた直顯の使嗾に応じて擁兵を動かしている。氏久はこの蜂起をしるや禰寝久清に援軍を要請している。正平十七年六月園城寺長吏が新に中納言法眼某を正八幡宮執印職として下向させた時の消息にも、氏久が神領を押領した事情が推察できる。

康安元年(一三六一)六月、正八幡宮社司能性と帖佐郷新正八幡宮との間に紛争が起きている。永和二年(一三七六)正八幡総大宮司北村河内守入道了覚の社務記中、「浜下り」の神事騎馬武者二百六十騎供奉、神事勅使代は執印職、奉幣使代権政所これを奉仕とする。永徳二年(一三八二)薩隅日三か国首僧総檢校職を安達檢校に補命させている。この免許状

は国分祥寿院に格護されていた。島津氏の勢力の浸透と宣撫工作が強化されていることが理解される。明徳四年（一三九三）、幕府は追徵段錢として、大隅三千町歩に段錢九千六百両を課している。応永の乱（一三三九）の際、大隅に潜伏した菊地肥後守兼朝の石棺が日当山城にある。兼朝は最初彌勒院に身をかくしていた。応永十四年（一四〇七）正八幡宮造立の社記がみられるが、応永十八年・二十二年説もあって確証がない。嘉吉四年（一四四四）權執印兼大檢校法橋上人以下署名の正宮政所下文がみられる。

野田成亮の「日本九峰修行日記」第一巻、「日域<sup>にち</sup>九峰修行旅装の発端」に、抑吾祖役の小角は、和州葛城<sup>くわ</sup>の峯において正覚<sup>まさく</sup>を成し玉いてより；、因て文化八辛未年の春、五十六齡にして致仕し、翌壬申の秋九月三日吉辰をもて、草庵を旅立つ。

十七日、当所律宗宝満寺と云ふ靈地なれば詣づ。本堂八間四面、本尊如意輪運慶の作、南都西大寺格也。十九日、正翁院と云ふ修驗寺へ尋ね行く。正寿院と云ふ山伏も知音なれば見ゆる。昼時より手貫明神（垂水市本城）と云当所鎮守祭札あり。帰路心翁寺と云ふに詣で、大安公島津忠将は福山の大安寺に葬り、また佐土原の大安寺にも墓を建てた。惣位牌、予が先祖野田中納言とあり、不思議に拝す。夕方正翁院宅へ帰る。肥後権右衛門と云ふ老翁嘶しに見へたり。野田家系図のこと能く存じあり。野田家と云ふは大安公奥方高月院殿（島

津以久の法号で高月院照誉宗恕、忠將の室（以久の母）のよう記したのは誤り。「日本庶民生活史料集成」の解題に、本書は、日向佐土原の修驗野田泉光院が文化九年より文政元年まで六年二か月に亘る各國一宮、國分寺・八幡等に納經を行った時の旅行記である。野田氏の祖中納言という少年武士が、島津忠將（以久の父）に従つて福山の戦いにおいて戦死し、同家は廃家となっていた。以久は庄右衛門に名跡を継がしめ、累世藩主代参として入峰していた。泉光院は重秀八代の孫で、五十石を給されていた。の御母公の家也。佐多家より御入り、中納言戦死後、佐多上野介忠成殿次男庄右衛門と云ふを中納言の養子になされたり、御母公の為には庄右衛門は甥也。野田中納言は高月院殿御母公宝嚴院殿妙珍大姉の家筋を御建て成されし家也。因て出水の内野田の庄を給ふと有り。

「西遊雜記」（古河古松軒著）に、国府村といふは僅なる村ながらも、此村のたばこ薩州大隅にてたばこ所と称して、すべての村里たばこ至てよし。薩摩国は鎌倉時代の風俗にして、武官おのおの土着の法有り。百廿余の外城と称して、三百・二百・百家地方を食地とし在宅して、小禄の士は自耕し、其の地に番頭ありて鹿児島に参勤……。高木善助庸之の「薩陽往来記事」もあり。

（国府が国分に変更されたのは文久三年七月である）